

官製ワーキングプア問題（Ⅱ）—— 総務省「臨時・非常勤職員に関する調査」の北海道データの集計結果（Ⅰ）

川村 雅 則

以下の点をお詫びして訂正いたします。

（１）P167 表 0 地方公共団体で働く臨時・非常勤職員数及びその割合

※表中の赤字部分が訂正箇所です。

単位：人，%

	臨時・非常勤 (a)				正職員 (b)	臨時・非常勤割合
	全体	特別職非常勤職員	一般職非常勤職員	臨時的任用職員		
全体	603,582	231,209	127,390	244,938	2,768,913	17.9
都道府県	126,587	63,352	16,291	46,944	1,510,179	7.7
政令指定都市	65,680	48,410	3,951	13,319	242,950	21.3
市町村等	411,315	119,447	107,148	184,720	1,015,784	28.8

注1：市町村等は、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合及び財産区。

注2：臨時・非常勤割合は、 $a \div (a+b) \times 100$ で算出。

出所：総務省より作成（但し正職員数は、総務省「地方公共団体定員管理調査」より）。

（２）P170 左段の数値（総務省調査による札幌市の臨時・非常勤職員数）

（誤）1,560 人 ⇒ （正）2,153 人

官製ワーキングプア問題(II)

—— 総務省「臨時・非常勤職員に関する調査」の 北海道データの集計結果(I)

川村 雅 則*

はじめに

総務省は、2013年に、「臨時・非常勤職員に関する調査」の結果を発表した¹（以下、総務省(2013)と記す）。同調査結果によれば、2012年4月1日時点における全国の地方公共団体（以下、自治体とも言う）の臨時・非常勤職員（以下、非正規公務員とも言う）の人数は、約60万人にも及ぶ（表0）。民間に比べその問題性が十分に知られていない非正規公務員問題について、実態を明らかにする作業が急がれる²。

その点で、今回の総務省の調査では、後述のとおり、人数規模に加えて、任用期間や再度任用（「当初予定されていた任用期間を満了した後に、引き続いて同じ職種に任用すること」）に関する状況あるいは勤務時間、賃金なども取り上げられており、貴重である。

だが残念ながら、総務省（2013）では、「都道府県」群、「政令指定都市」群、「市町村等」群ごとのデータは公表されているが、自治体ごとのデータは公表されていない。そこでこのたび、情報開示請求の手続きを経て、北海道と道内各市町村のデータを入手した。本稿

表0 地方公共団体で働く臨時・非常勤職員数及びその割合

単位：人，%

	臨時・非常勤 (a)			正職員 (b)	臨時・非常勤割合
	合計	特別職 非常勤職員	一般職 非常勤職員		
全体	603,582	126,587	65,680	411,315	15.2
都道府県	126,587	63,352	16,291	46,944	7.2
政令指定都市	65,680	48,410	3,951	13,319	17.1
市町村等	411,315	119,447	107,148	184,720	22.4

注1：市町村等は、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合及び財産区。

注2：臨時・非常勤割合は、 $a \div (a+b) \times 100$ で算出。

出所：総務省（2013）より作成（但し正職員数は、総務省「地方公共団体定員管理調査」より）。

¹ 総務省「臨時・非常勤職員に関する調査結果について」2013年3月29日発表。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei11_02000031.html

² 非正規公務員をめぐる問題については、上林（2012）（2013）を参照。なお筆者も、不十分ながらこの作業に着手してきた。旭川市の非正規公務員の現状をまとめた川村（2013）などを参照。

*（かわむら まさのり）開発研究所研究員，北海学園大学経済学部准教授

表 1-1 短時間勤務の地方公共団体職員に関する制度

職の区分	非常勤職員		臨時的任用職員
	特別職（地公法適用なし）	一般職（地公法適用あり）	一般職（地公法適用あり）
根拠法令	地公法 3 条 3 項 3 号	地公法 17 条	地公法 22 条 2・5 項
採用の要件・対象	（臨時又は非常勤の顧問，参与，調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職【地公法 3 条 3 項 3 号】）	（職員の職に欠員を生じた場合の任命の方法の一つとして，採用を規定【地公法 17 条】）	①緊急の場合，②臨時の職の場合，③任用候補者名簿がない場合 【地公法 22 条 2・5 項】
任期	規定なし〔通常 1 年以内〕		・ 6 月以内，6 月以内で更新可 ・ 再度の更新は不可 【地公法 22 条 2・5 項】
給与	報酬及び費用弁償【自治法 203 条】（常勤の場合には給料及び手当）		
勤務時間・休暇	条例等で規定		
社会保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間等により厚生年金，健康保険，雇用保険を適用 ・ 公務災害又は労災を適用 		

注 1：地公法は地方公務員法。自治法は地方自治法。

注 2：〔 〕内は実態上多くみられる運用。

出所：総務省（2009）より。

は，それを整理したものである。データのとりまとめ方は，基本的には総務省（2013）にならった。

なお，臨時・非常勤職員のデータとあわせて，正職員のデータも本稿には示している。出所は，総務省「地方公共団体定員管理調査」である（臨時・非常勤職員にあわせて 2012 年 4 月 1 日時点のデータ）。

I. 集計結果をみるにあたっての注意事項など

I では，まず，非正規公務員の法制度上の特徴を必要な範囲で整理する（詳細は参考文献を参照されたい）。

次に，総務省（2013）における調査項目を記す。調査票そのものも資料として添付した（【資料 1-1】～【資料 1-5】）。

最後に，調査結果をみるにあたっての注意事項を記す。データそのものの問題と，調査結果をみる際に留意すべきことがある。

1. 非正規公務員の法制度上の特徴

表 1-1 は，本稿に関わる範囲で，臨時・非常勤職員の任用や労働条件の法制度上の特徴などをまとめたものである³。

ここまで，臨時・非常勤職員と略してきたが，正式には，「特別職非常勤職員」「一般職非常勤職員」「臨時的任用職員」である（前二者が非常勤職員）。それぞれ，地方公務員法の 3 条 3 項 3 号，17 条，22 条 2 項・5 項を任用の根拠としている。本文及び表中では，「特別職」「一般職」「臨時的」と略記もする。

非正規公務員という存在は，法の狭間にある。実際の運用と異なり，地方公務員法などは非正規公務員が長期で働き続けることを想定していない。よって働く条件は整備されぬままである。

³ 総務省（2009）より。なお，上林（2012）p103～p128（「第 6 章 非正規公務員に係る法適用関係」）や早川・松尾（2012）p117～p165（「第 4 章 地方自治体における臨時・非常勤職員の種類・数と職務内容，賃金労働条件」）も参照。

例えば臨時的任用職員は、緊急の場合や臨時の職の場合など、文字通り臨時的な仕事での任用を想定しており、1回の任用期間は、6ヶ月以内で、1回のみ更新可とされているが、実際には長期で継続的に働いている者が多い（そのため総務省では、1年を超えて事実上継続雇用されることを認める通知を2009年に各自治体に通知している⁴）。

また、非常勤職員は、臨時的任用職員がフルタイムないしそれに準じた働き方を想定しているのに対して、常勤職員よりも短い時間が想定されている。が、実際にはフルタイムないしそれに近い働き方をしている者も少なくない。実態を明らかにすると同時に、それらにみあった法制度の整備が必要である。

2. 総務省（2013）の調査項目

総務省（2013）で調査されている内容・項目は以下のとおりである。

- ① 職種別・任用根拠別職員数の状況（調査票を【資料1-1】として添付。以下、同様。）
- ② 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（【資料1-2】）
- ③ 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（【資料1-3】）
- ④ 代表的な職種別の任期、再度任用の状況（【資料1-4】）
- ⑤ 代表的な職種別勤務時間、勤務日数の状況（【資料1-5】）
- ⑥ 事務補助職員の報酬、費用弁償等及び休暇等の状況

以上のタイトルは、総務省（2013）より。

原稿枚数に制限があるため、本稿では①～⑤までを扱い、残りの⑥については別にまと

める（よって⑥の調査票も省略）。

ここで、上も参考にしながら、総務省（2013）で何が明らかにされているかを整理しておくとして、まず、当該自治体で働く非正規公務員の人数である（上記①）。

次に、なぜ非正規公務員を活用するのかという理由と、またその仕事は（常勤職員が行うのとの比較で）どのような内容・水準なのかという、職務内容の基本的な考え方である（同②③）。言うまでもなく、どちらも、採用する側である自治体の主張する理由であり、考え方である。

そして、非正規公務員の任用期間と、任用期間を終えた後には再度任用することができるのか、また、もしできるとすれば任用回数や任用期間に上限はあるのか、再度任用が可能な理由はどのようなものであるのかなど、再度任用に関する状況である（同④）。

以上に加えて、1週間当たりの勤務時間（同⑤）と、報酬、費用弁償等及び休暇等の状況（同⑥）である（但し、前述のとおり⑥は別にまとめる）。

なお、上記①④⑤は職種別・任用根拠別に把握されている。

具体的には、①は、「その他」を含む10の職種（表1-2）ごとに把握されている。④⑤は、それより少ないとはいえ、6つの代表的な職種について把握されている。残念ながら②や⑥は、任用根拠別の把握にとどまり、職種別には把握されていない（より正確に言うと、⑥は「事務補助職員」に限定して把握されている）。職種別の把握が課題である。

では、次に、データを見る際の注意点などをみていこう。

⁴ 早川・松尾（2012）p 120 より。

表 1-2 職種別にみた業務内容例

	業務内容例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医, 福祉事務所嘱託医, 健康づくり嘱託医, 福祉施設医員 等
医療技術員	薬剤師, 臨床検査技師, 栄養士, 心理技術員, 予防接種補助員, 歯科衛生士, 理学・作業療法士 等
看護師等	保健師, 看護師, 助産師 等
保育士等	施設保育士, 施設内介護職員, 介助員, 寄宿舎指導員, ホームヘルパー, ガイドヘルパー 等
給食調理員	病院調理員, 学校調理員 等
技能労務職員	運転手, 電話交換手, 清掃機械運転, ごみ収集, 家畜防疫作業, 電気・ボイラー操作, 守衛・庁務員 等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし, 病院調理員, 学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員, 学校講師, 研修講師, 児童施設講師, 幼稚園教諭, 英語指導助手 等
その他	館長 (公民館館長等), 相談員 (消費生活相談員, 交通事故相談員, 青少年相談員等), 指導員 (交通安全指導員, 国民年金指導員等), 調査員 (統計調査員等), 研究員 (埋蔵文化財調査研究員等), 行政協力員 (行政連絡員, 駐在員等), 施設管理人 (市町村有林管理人等), 奉仕員 (森林巡回員等), その他 (上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

注：選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、対象職員から除く。
出所：総務省（2013）より。

3. 調査対象範囲の限定と、データの確度

第一に、今回の総務省調査の対象は、「1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上で、任用期間が6ヶ月又は6ヶ月以上となることが明らかな職員」に限定されている。言い換えれば、「短時間」勤務者あるいは「短期間」勤務者は対象外である。当然その分だけ実際よりも少ない人数が示されることになる。

例えば私の手元にある札幌市と旭川市の全臨時・非常勤職員数のデータで比較してみると、まず総務省（2013）の定義に該当するのは、札幌市が1,560人、旭川市が875人である。それに対して、全数では、順に3,230人（2013年1月4日時点）、1,922人（2013年4月1日時点）である。カウントした時期は総務省（2013）と異なるが、人数には大きな違いのあることがわかる。

そもそも、臨時職員の任用は、6ヶ月以内の任期（で、1度だけ更新可）を、また非常

勤職員は、常勤職員よりも短い働き方を、制度上は想定している（後でみるとおり実際には異なるが）。であれば、（基本は全数の把握だと思われるが）少なくとも、もう少し広い範囲で実態把握につとめる必要があったのではないだろうか。

第二に、データの確度に関わることである。これは作業中に気がついたことであるが、定義が上記の通り限定されていることをふまえても、正確さに欠ける箇所がある。

私が気づいたのは具体的には、北海道及び札幌市の「教員・講師（部門）」の人数である。総務省（2013）から提供されたデータでは、それぞれ65人、0人だった⁵（ちなみに、「都

⁵ この点に関わって、まず、公立学校の教員（非正規も含む）の場合は、特殊な制度の存在を念頭に置く必要がある。通常の地方公務員は採用・任免も費用負担も、それぞれの自治体で行われる。なので、それぞれの自治体で人数をカウントすれば

表 1-3 北海道（道費）で雇用されている正規及び非正規教員数

単位：人

	正規	非正規					
		全体	期限付	産休代替	育休代替	時間講師	
						実数	フルタイム換算
小学校	17,796	1,608	773	127	523	185	31
中学校	11,094	911	582	43	176	110	15
高校	8,404	1,238	274	18	72	874	90

注1：小学校，中学校は札幌市立学校の教員を含む。

注2：高校は，札幌市立及び市町村立の教員は含まない（但し，市町村立の定時制高校教員は含む）。

注3：「時間講師」の人数は，実数とフルタイム換算の人数を併記。「非正規全体」には実数を足し合わせている。

出所：北海道教育委員会教職員課提供データより作成。

道府県」群全体では45,051人，「政令指定都市」群全体では6,517人である）。

そこで，総務省，北海道，札幌市の担当者に問い合わせ，なおかつ，表1-3，1-4のとおり，実際の非正規教員数を北海道教育委員会及び札幌市教育委員会から提供してもらった（どちらも2013年5月1日時点の数値）⁶。総務省に回答された上記の人数とは大きく異なることがわかる。どうやら担当者の認識に齟齬があったと判断される⁷。

よい。しかしながら「公立義務教育学校」の教員（教職員）の場合は，採用・任免は都道府県教育委員会で行われる（例外として政令指定都市には，採用・任免等の人事権が付与されている）。給与も，国が3分の1，都道府県が3分の2を負担している（「県費負担教職員制度」）。総務省に尋ねたところ，今回の調査では，任免権のある自治体で人数がカウントされることを想定しているとのことであった。であればなおのこと，北海道及び政令指定都市である札幌市で，非正規教員がそれぞれ65人，0人というのはおかしいということになる。

⁶北海道教育委員会から提供されたのは，道費で採用されている非正規教員数なので，義務教育部分には，札幌市で採用されている教員（費用は北海道，採用は市）も含まれている。データのダブリなどはさておき，さしあたりここでは，総務省に回答された人数と実際の人数が大きく異なることを確認できれば十分である。

⁷「期限付」等は正職員に近い働き方をしているので，今回の調査対象には該当しないと自治体担当

他にも，そもそも臨時・非常勤職員がゼロ人と回答されている（2つの町）など，本来は自治体側に確認を行うべき箇所も幾つかみられたが，その時間的余裕がないので，本稿は，基本的に，総務省から提供されたデータのままをまとめた。

4. 調査結果の評価に際して注意すべきこと

以上に加えて，調査結果（ここでは臨時・非常勤職員の規模）の評価に際しても注意すべきことがある。

それは，臨時・非常勤職員の人数規模だけで自治体の評価は必ずしもできないということである。つまり，非正規の職員数が多けれ

者が判断したようである。回答に際して自治体が混乱しないよう，定義や説明を明記することが必要ではないか。ところで，（道外の）他の自治体では非正規教員の扱いはどうなっているのかを，NPO官製ワーキングプア研究会（<http://kwpk.web.fc2.com/>）の関係者に問い合わせたところ，ある都道府県では，非正規教員が4月1日時点にはまだ採用されていないことをもって，ゼロ人と回答されていたり（総務省調査は4月1日時点の人数が把握される），また，ある政令指定都市では，非正規教員が任期付職員法での採用に切り替わったことで，今回の総務省の調査対象から外れ，全くカウントされていない，などの情報提供をうけることができた。

表 1-4 札幌市立の学校で働く正規及び非正規教員数

単位：人

	正規	非正規 全体	非正規			
			期限付	産休代替	育休代替	時間講師 (実数)
小学校	4,301	518	243	30	112	133
中学校	2,558	274	192	1	35	46
特別支援学校	135	28	24	0	2	2
幼稚園	94	36	28	1	7	0
高校	455	126	37	2	2	85

注：小学校，中学校，特別支援学校は，道費負担。

出所：札幌市教育委員会教職員課提供データより作成。

ば問題で，逆に少なければ問題ではない，とは必ずしもならないということである。

なぜなら一つには，(財政難で正職員を増やせない状況下で) 公共サービスの量的拡充を図ろうとすれば，非正規職員の規模は大きくなり，逆に，公共サービスの供給量を減らせば，その規模は小さくなるからである。つまり，臨時・非常勤の規模に対する評価は，公共サービスの供給状況とセットで検討する必要があるといえる(言うまでもなく，公共サービスの量的拡充が図られるからといって，臨時・非常勤増が手放しで容認されるわけではない)。

いま一つには，今日，公共サービスの担い手は，非正規化(非正規公務員化)されているだけでなく，アウトソーシング化も進められている。こうした，直営から民営化への転換が追求されれば，非正規公務員規模は当然そのぶんだけ小さくなる。よって，臨時・非常勤規模の評価は，アウトソーシングの規模もふまえた上で行う必要があるといえる。

以上のように，総務省(2013)には幾つかの注意すべき点がある。ただ，そうは言っても，非正規公務員のデータがいままで必ずしも十分に整備されてこなかった事実ひとつだ

けを考えると，総務省による今回の取り組み・調査データは貴重であり，各地で有効活用されるべきものと思われる。では次に，本稿でのデータのとりまとめ方を紹介する。

5. 調査結果の集計・提示方法

本稿で扱う自治体数は180である。これらを，北海道，札幌市，札幌市を除く市群(34市)，町村群(144町村)の4つに分けて集計した。

加えて，総務省(2013)同様に，「任用根拠」別，「職種」別にも整理している。それぞれの内訳は以下のとおりである。

- | | |
|---|-----------------------------------------------------------------|
| ① | 自治体(群)：北海道／札幌市／札幌市を除く市群／町村群 |
| ② | 任用根拠：特別職非常勤職員／一般職非常勤職員／臨時的任用職員 |
| ③ | 職種A(10職種)：一般事務職員／技術職員／医師／医療技術員／看護師等／保育士等／給食調理員／技能労務職員／教員・講師／その他 |
| ④ | 職種B(6職種)：事務補助職員／看護師／保育士／給食調理員／清掃作業員／消費生活相談員 |

また，自治体ごとに以下の結果を整理し，【資料2-1】～【資料2-6】として添付したので，あわせて参照されたい。いずれも，「北海

道及び道内各市町村における」データである。なお、紙幅の都合で見づらいので、文字サイズの拡大したものを次の HP 上に掲載しておく (<http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>)。

【資料 2-1】	正職員数及び男女×任用根拠別にみた、臨時・非常勤職員数
【資料 2-2】	職種×任用根拠別にみた、臨時・非常勤職員数
【資料 2-3】	任用根拠別にみた、臨時・非常勤職員を活用する理由及び職務内容の区分の基本的考え方 ※表頭の丸数字は選択肢を示す(内容は本文を参照)。「○」は選択を意味する。
【資料 2-4】	職種×任用根拠別にみた、1 回の任用期間
【資料 2-5】	職種×任用根拠別にみた、再度任用の可否、再度任用回数及び通算任用期間の上限の有無、同一人物の再度任用を可能としている理由 ※表中の「○」「×」は再度任用の可否をそれぞれ示す。「有」「無」は上限の有無をそれぞれ示す。丸数字は選択肢を示す(内容は本文を参照)。
【資料 2-6】	職種×任用根拠別にみた、1 週間当たりの勤務時間

なお、【資料 2-5】の再度任用に関連して、「長期(ここでは、10 年以上)にわたって繰り返し任用されている事例」を資料 3 にまとめた。

ところで本稿における集計は、原則的には提供されたままのデータを使って行っているが一部のデータは修正をほどこしている。その内容は資料 4 にまとめた。

では章をあらためて、北海道データの集計結果をみていこう。

II. 総務省(2013)の北海道データの集計結果

1. 臨時・非常勤職員の規模

総務省(2013)の集計結果をみる前に、まずは総務省「地方公共団体定員管理調査」で、正職員数をまとめたのが表 2-1 である。

「全体」で約 13 万 8 千人、そのうち「北海道」が約 7 万 4 千人と半数強(53.6%)を占める。「教育」部門での職員数が多いのと、市町村ではゼロの「警察」部門の職員の存在が「北海道」の特徴である。

表 2-1 自治体×部門別にみた、正職員数及び割合

単位：人、%

	正職員合計		普通会計						公営企業等会計
	計	計	一般行政			教育	警察	消防	
			一般管理	福祉関係	計				
全体	138,033	117,755	30,270	15,575	45,845	55,267	11,858	4,785	20,278
北海道	73,956	72,970	10,375	2,997	13,372	47,740	11,858	0	986
札幌市	14,273	10,874	3,557	3,572	7,129	1,893	0	1,852	3,399
市群	29,376	18,903	8,191	4,966	13,157	2,991	0	2,755	10,473
町村群	20,428	15,008	8,147	4,040	12,187	2,643	0	178	5,420
全体	100.0	85.3	21.9	11.3	33.2	40.0	8.6	3.5	14.7
北海道	100.0	98.7	14.0	4.1	18.1	64.6	16.0	0.0	1.3
札幌市	100.0	76.2	24.9	25.0	49.9	13.3	0.0	13.0	23.8
市群	100.0	64.3	27.9	16.9	44.8	10.2	0.0	9.4	35.7
町村群	100.0	73.5	39.9	19.8	59.7	12.9	0.0	0.9	26.5

注：「市群」は札幌市を除く。以下の表も同様。

出所：総務省「地方公共団体定員管理調査」結果より作成。

なお「札幌市」では職員数は1万4千人強、「市群（札幌市を除く市群。以下、本文中では単に「市群」と表記）」では2万9千人強、「町村群」では2万人強である。

次の表2-2は、任用根拠別に臨時・非常勤職員数をまとめたものである（【資料2-1】も参照）。職員全体に占める割合を示すため、正職員の人数も再掲している。

まず「全体」の臨時・非常勤職員数は25,579人である。4分の3が女性である。

任用根拠別にみると、「臨時的任用職員」（以下、「臨時的」）が半数（49.1％）を占めている。「臨時的」のうちの「フルタイム職員」が、臨時・非常勤全体に占める割合はおよそ3割（29.9％）である。

自治体別にみると、まずどの自治体でも担い手に女性の多いことが共通している。女性職員の割合はいずれも70％台である。

任用根拠別の割合をみると、「札幌市」では「一般職非常勤職員」（以下、「一般職」）がゼロで、「特別職非常勤職員」（以下、「特別職」）の割合が最も高く、約6割（58.6％）を占め

ている。「市群」では「特別職」と「臨時的」が拮抗している（37.7％、37.2％）。「町村群」では「臨時的」が全体の3分の2（67.3％）を占めている。

臨時・非常勤割合は、「全体」でみると15.6％である。但し、それは同割合が2.1％と低い「北海道」の結果が反映したことによる。「市群」と「町村群」に限ってみると、それぞれ3割前後である（29.4％、32.1％）。限定されている総務省のデータ（前述）でも、市町村では非正規職員は3割に及ぶということになる。

なお、「札幌市」の割合は13.1％と低いが、前述のアウトソーシング化の影響があると思われる（一例として、指定管理者制度の導入など）。

「市群」及び「町村群」について、各市町村の臨時・非常勤職員の人数と割合をまとめたのが表2-3と表2-4である（「北海道」「札幌市」は表2-2に掲載されているので省略）。

職員数では、「市群」では「200～499人」が44.1％で、「500人以上」も全体の4分の1

表2-2 自治体×男女×任用根拠別にみた、臨時・非常勤職員数及び割合

単位：人

	臨時・非常勤合計 (a)													正職員 (b)	臨時・非常勤割合 (%)
	特別職非常勤職員			一般職非常勤職員			臨時的任用職員				計のうちフルタイム職員				
	計	男	女	計	男	女	計	男	女						
全体	25,579	6,183	19,396	7,650	2,578	5,072	5,378	1,248	4,130	12,551	2,357	10,194	7,636	138,033	15.6
北海道	1,560	450	1,110	518	346	172	422	35	387	620	69	551	542	73,956	2.1
札幌市	2,153	439	1,714	1,262	216	1,046	0	0	0	891	223	668	891	14,273	13.1
市群	12,207	2,813	9,394	4,607	1,403	3,204	3,065	688	2,377	4,535	722	3,813	2,390	29,376	29.4
町村群	9,659	2,481	7,178	1,263	613	650	1,891	525	1,366	6,505	1,343	5,162	3,813	20,428	32.1
全体	100.0	24.2	75.8	29.9	10.1	19.8	21.0	4.9	16.1	49.1	9.2	39.9	29.9	—	—
北海道	100.0	28.8	71.2	33.2	22.2	11.0	27.1	2.2	24.8	39.7	4.4	35.3	34.7	—	—
札幌市	100.0	20.4	79.6	58.6	10.0	48.6	0.0	0.0	0.0	41.4	10.4	31.0	41.4	—	—
市群	100.0	23.0	77.0	37.7	11.5	26.2	25.1	5.6	19.5	37.2	5.9	31.2	19.6	—	—
町村群	100.0	25.7	74.3	13.1	6.3	6.7	19.6	5.4	14.1	67.3	13.9	53.4	39.5	—	—

注：臨時・非常勤割合は、 $a \div (a+b) \times 100$ で算出。

出所：総務省（2013）から提供されたデータで作成（以下、同様）。

表 2-3 「市群」「町村群」における、任用根拠別にみた各市町村の臨時・非常勤職員数

単位：団体，%

	市群								町村群							
	臨時・非常勤								臨時・非常勤							
	全体		特別職		一般職		臨時的		全体		特別職		一般職		臨時的	
34	100.0	34	100.0	34	100.0	34	100.0	144	100.0	144	100.0	144	100.0	144	100.0	
0～24人	0	0.0	14	41.2	21	61.8	2	5.9	29	20.1	130	90.3	111	77.1	59	41.0
25～49人	0	0.0	5	14.7	0	0.0	8	23.5	39	27.1	7	4.9	20	13.9	36	25.0
50～74人	2	5.9	1	2.9	3	8.8	3	8.8	28	19.4	2	1.4	8	5.6	22	15.3
75～99人	1	2.9	2	5.9	0	0.0	3	8.8	19	13.2	2	1.4	2	1.4	10	6.9
100～199人	7	20.6	3	8.8	4	11.8	12	35.3	24	16.7	3	2.1	3	2.1	16	11.1
200～499人	15	44.1	7	20.6	5	14.7	5	14.7	5	3.5	0	0.0	0	0.0	1	0.7
500人以上	9	26.5	2	5.9	1	2.9	1	2.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均値 (単位：人)	359		136		90		133		67		9		13		45	
標準偏差 (単位：人)	232		189		151		115		55		25		27		46	

(26.5%)を占める。平均値でみると、多いのは、「特別職」と「臨時的」である。

「町村群」では人数にバラツキがあり、平均値は67人である。多いのは「臨時的」である。

割合でみると(表2-4)、「30%以上40%未満」が「市群」でも「町村群」でも最多である(47.1%，41.0%)。臨時・非常勤割合が40%以上の自治体も、「市群」では14.7%，「町村群」では19.5%みられる。

職種別に、臨時・非常勤職員の人数及び割合をまとめたのが表2-5である(【資料2-2】も参照)。

まず「全体」をみると、1割を超えて多い職種は、「一般事務職員」25.5%，「その他」20.1%，「保育士等」16.1%，「技能労務職員」13.6%である。

自治体ごとに特徴をみると、「北海道」では「一般事務職員」が4割を超えている(43.7%)のと、「その他」が3割(29.5%)に及ぶこと。「札幌市」では「その他」が4割弱(37.5%)を占め最多であるのと、「医療技術員」が12.8%で多いこと。「町村群」では、「保育士等」が全体のおよそ4分の1(24.5%)を占め最多であること、などがあ

表 2-4 「市群」「町村群」における、各市町村の臨時・非常勤割合

単位：団体，%

	市群		町村群	
	34	100.0	144	100.0
0%以上10%未満	0	0.0	9	6.3
10%以上20%未満	2	5.9	20	13.9
20%以上30%未満	11	32.4	28	19.4
30%以上40%未満	16	47.1	59	41.0
40%以上50%未満	5	14.7	24	16.7
50%以上	0	0.0	4	2.8
平均値 (単位：%)	31.9		29.9	
標準偏差 (単位：%)	7.9		11.6	

げられる。

なお、「市群」と「町村群」における、職種別にみた職員数と割合の平均値及び中央値などを表2-6にまとめておいたので参照されたい。

2. 臨時・非常勤職員を活用する理由及び職務内容の基本的考え方

次に、臨時・非常勤職員を自治体が活用する理由と、職務内容に対する自治体側の基本的な考え方を、任用根拠別にみる。どちらも複数回答が可能な設計となっている。

表 2-5 自治体×職種別にみた、臨時・非常勤職員数及び割合

単位：人，％

	臨時・非常勤										
	合計	一般事務職員	技術職員	医師	医療技術員	看護師等	保育士等	給食調理員	技能労務職員	教員・講師	その他
全体	25,579	6,522	421	278	743	1,900	4,125	1,975	3,479	999	5,137
北海道	1,560	682	11	9	5	69	13	106	140	65	460
札幌市	2,153	490	0	53	275	114	111	57	246	0	807
市群	12,207	3,342	147	123	299	1,189	1,632	772	1,584	486	2,633
町村群	9,659	2,008	263	93	164	528	2,369	1,040	1,509	448	1,237
全体	100.0	25.5	1.6	1.1	2.9	7.4	16.1	7.7	13.6	3.9	20.1
北海道	100.0	43.7	0.7	0.6	0.3	4.4	0.8	6.8	9.0	4.2	29.5
札幌市	100.0	22.8	0.0	2.5	12.8	5.3	5.2	2.6	11.4	0.0	37.5
市群	100.0	27.4	1.2	1.0	2.4	9.7	13.4	6.3	13.0	4.0	21.6
町村群	100.0	20.8	2.7	1.0	1.7	5.5	24.5	10.8	15.6	4.6	12.8

注：北海道及び札幌市の「教員・講師」のデータについては本文を参照。

表 2-6 「市群」「町村群」における、職種別にみた各市町村の臨時・非常勤職員数及び割合

単位：人，％

		一般事務職員	技術職員	医師	医療技術員	看護師等	保育士等	給食調理員	技能労務職員	教員・講師	その他	
実数	市群 n=34	平均値	110.4	4.3	5.2	16.9	38.3	51.2	23.5	53.3	14.0	101.2
		中央値	59.0	1.0	1.5	6.0	20.5	36.5	13.5	32.0	4.0	66.0
		標準偏差	106.7	7.0	10.3	47.1	46.2	46.2	23.9	50.7	20.4	143.2
	町村群 n=144	平均値	14.5	1.8	0.6	1.1	3.7	16.5	7.4	10.6	3.1	8.5
		中央値	12.0	0.0	0.0	0.0	1.0	11.5	5.0	6.0	2.0	4.0
		標準偏差	13.2	5.1	3.0	2.4	7.4	18.1	8.3	15.7	4.0	12.4
割合	市群 n=34	平均値	25.0	1.0	0.9	2.5	8.6	14.0	7.2	14.4	4.1	22.3
		中央値	24.5	0.4	0.5	2.0	7.0	11.2	3.8	12.6	1.6	19.9
		標準偏差	9.8	1.5	1.4	2.5	7.5	9.7	6.9	10.5	4.9	12.1
	町村群 n=144	平均値	23.4	3.1	0.5	1.5	4.4	21.3	10.9	14.9	5.5	13.1
		中央値	19.7	0.0	0.0	0.0	1.6	21.0	9.4	11.1	3.2	7.0
		標準偏差	17.5	7.3	1.9	2.6	7.1	16.5	12.9	15.2	7.3	16.6

表 2-7 「臨時・非常勤職員を活用する理由」で回答のあった自治体数

単位：団体

	特別職非常勤職員			一般職非常勤職員			臨時的任用職員		
	全体	市群	町村群	全体	市群	町村群	全体	市群	町村群
回答自治体数	77	23	52	66	16	49	164	33	129
非該当・無回答	103	11	92	114	18	95	16	1	15
回答自治体割合（％）	42.8	67.6	36.1	36.7	47.1	34.0	91.1	97.1	89.6

注：全体には、「北海道」及び「札幌市」の回答を含む。

1) 臨時・非常勤職員を活用する理由

ではまず、これらの設問に回答があった自治体と回答がなかった自治体の数をそれぞれ示しておく(表 2-7)。回答がないのは、当該

「職種×任用根拠」での任用がないために非該当だったケース、あるいは、任用はあるが無回答だったケースで、圧倒的に前者が多い。「全体」で見ると、「臨時的」では 9 割

表 2-8 自治体×任用根拠別にみた、臨時・非常勤職員を活用する理由（複数回答可）

単位：団体，%

	特別職非常勤職員			一般職非常勤職員			臨時的任用職員											
	全体 77	100.0		全体 66	100.0		全体 164	100.0										
	7	9.1	3	13.0	4	7.7	15	22.7	3	18.8	12	24.5	117	71.3	31	93.9	84	65.1
① 臨時的・一時的な業務量の増加に対応するため	7	9.1	3	13.0	4	7.7	15	22.7	3	18.8	12	24.5	117	71.3	31	93.9	84	65.1
② 日・週の中での業務量の繁閑に対応するため（フルタイムで従事することを必要としない）	15	19.5	2	8.7	13	25.0	16	24.2	5	31.3	10	20.4	61	37.2	16	48.5	45	34.9
③ 将来的に業務自体を廃止又は削減することが見込まれる業務に対応するため	8	10.4	5	21.7	3	5.8	12	18.2	5	31.3	7	14.3	27	16.5	10	30.3	16	12.4
④ 補助的・定型的業務に対応するため	26	33.8	11	47.8	15	28.8	50	75.8	13	81.3	37	75.5	149	90.9	30	90.9	117	90.7
⑤ 特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するため	74	96.1	22	95.7	50	96.2	52	78.8	15	93.8	37	75.5	90	54.9	14	42.4	75	58.1
⑥ 常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のため	6	7.8	4	17.4	2	3.8	18	27.3	6	37.5	12	24.5	90	54.9	29	87.9	59	45.7
⑦ 特定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため	49	63.6	19	82.6	28	53.8	39	59.1	11	68.8	28	57.1	71	43.3	16	48.5	54	41.9
⑧ 任期ごとに能力、適正を見極めて適材を任用することができるため	21	27.3	7	30.4	14	26.9	15	22.7	4	25.0	11	22.4	38	23.2	7	21.2	31	24.0
⑨ 地方公務員法上の規制が（全部又は一部）除外されており、弾力的な運用が可能であるため	6	7.8	2	8.7	4	7.7	4	6.1	2	12.5	2	4.1	9	5.5	2	6.1	7	5.4
⑩ 人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため	17	22.1	5	21.7	12	23.1	24	36.4	5	31.3	19	38.8	74	45.1	17	51.5	56	43.4
⑪ 職員の新たな配置が必要であるが、常勤職員の定数枠が足りないため	4	5.2	1	4.3	3	5.8	6	9.1	3	18.8	3	6.1	12	7.3	4	12.1	8	6.2
⑫ 人件費を削減するため	24	31.2	10	43.5	14	26.9	31	47.0	5	31.3	26	53.1	86	52.4	16	48.5	70	54.3
⑬ その他	1	1.3	0	0.0	1	1.9	1	1.5	0	0.0	1	2.0	1	0.6	0	0.0	1	0.8

注1：対象は、「活用する理由」で回答のあった自治体（表2-7を参照）。

注2：表2-7に同じ

(91.1%)の自治体が回答している。「特別職」「一般職」ではそれが半数を下回り、それぞれ42.8%、36.7%である（但し「市群」では前者は67.6%、後者は47.1%に及ぶ）。では、回答のあった自治体を対象にして、どんな理由が選択されているかを、任用根拠別にみる（表2-8。【資料2-3】も参照）。

表側及び以下のとおり、総務省（2013）では、「その他」を含め13の選択肢が、臨時・非常勤を活用する理由として、設けられている。

- ① 臨時的・一時的な業務量の増加に対応するため
- ② 日・週の中での業務量の繁閑に対応するため（フルタイムで従事することを必要としない）
- ③ 将来的に業務自体を廃止又は削減することが見込まれる業務に対応するため
- ④ 補助的・定型的業務に対応するため
- ⑤ 特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するため
- ⑥ 常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のため
- ⑦ 特定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため

- ⑧ 任期ごとに能力、適正を見極めて適材を任用することができるため
- ⑨ 地方公務員法上の規制が（全部又は一部）除外されており、弾力的な運用が可能であるため
- ⑩ 人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため
- ⑪ 職員の新たな配置が必要であるが、常勤職員の定数枠が足りないため
- ⑫ 人件費を削減するため
- ⑬ その他

①～⑥は「業務の内容」（に関する項目）、⑦～⑫は「組織・人事管理上」（に関する項目）と調査票では記載されている。それぞれの任用根拠で、どの項目にウェイトがおかれているのだろうか。

最初に強調したいのは、③「将来的に業務自体を廃止又は削減することが見込まれる業務に対応するため」は、どの任用根拠でも、少ないことである。「市群」でやや高いとはいえ、それでも2、3割にとどまる。では任用根拠別にみていこう。

まず「特別職」で多いのは、⑤「特定の経験・知識、資格等を必要とする業務に専門的に対応するため」96.1%、⑦「特定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため」63.6%である（「市群」に限ると82.6%）。なお、⑫「人件費を削減するため」は「特別職」では31.2%にとどまる。

次に、「一般職」では、最多は⑤「特定の経験～」である。但しその割合は、「特別職」に比べると下がる（78.8%）。⑤と同程度に多いのが、④「補助的・定型的業務に対応するため」である（75.8%）。他には、⑦「特定の業務～」も半数を超えている（59.1%）。なお⑫「人件費を削減～」は「一般職」では半数近くにまで達している（47.0%）。

最後に、回答自治体数の多かった「臨時的」をみると、④「補助的・定型的～」が9割に達して最も多い（90.9%）。また「特別職」「一般職」では目立たなかった①「臨時的・一時的な業務量の増加に対応するため」が71.3%を占めている（但し、臨時的任用職員が少なからず長期で働いている事実を鑑みると、文字通りの「臨時的・一時的」に対応するためなのかどうかは、検証の必要があると思われる）。

他に半数を超えて多い回答は、⑤「特定の経験～」と⑥「常勤職員の職が欠員となった場合の代替職員の確保のため」があげられる（どちらも54.9%）。そして⑫「人件費を削減～」は、「臨時的」では半数を超えている（52.4%）。

なお、この「臨時的」を「市群」に限定してみると、①「臨時的・一時的～」、④「補助的・定型的～」、⑥「常勤職員の職～」の順で、それぞれ9割前後を占めている（93.9%、90.9%、87.9%）。

2) 臨時・非常勤職員の職務内容の基本的考え方

では次に、職務内容の区分の基本的考え方をみてみよう。選択肢は以下の3つである。

- ① 常勤職員が従事する業務と同種の本格的な業務
- ② 補助的・定型的な業務
- ③ 特定の経験・知識等を必要とする業務

回答のあった自治体数あるいは非該当・無回答の自治体数は先の表2-7のとおりで、ここでも、対象は、回答のあった自治体である（表2-9。【資料2-3】も参照）。

結果は、まず「特別職」では、③「特定の経

表 2-9 自治体×任用根拠別にみた、職務内容の区分の基本的考え方（複数回答可）

単位：団体，%

	特別職非常勤職員			一般職非常勤職員			臨時的任用職員		
	全体	市群	町村群	全体	市群	町村群	全体	市群	町村群
①常勤職員が従事する業務と同種の本格的な業務	19 24.7	7 30.4	12 23.1	35 53.0	9 56.3	25 51.0	43 26.2	7 21.2	36 27.9
②補助的・定型的な業務	25 32.5	9 39.1	16 30.8	45 68.2	11 68.8	33 67.3	159 97.0	33 100.0	124 96.1
③特定の経験・知識等を必要とする業務	76 98.7	23 100.0	51 98.1	50 75.8	15 93.8	35 71.4	85 51.8	13 39.4	72 55.8

注：表 2-7 に同じ。

表 2-10 「1回の任用期間」で回答のあった自治体数

単位：団体

	事務補助職員			看護師			保育士			給食調理員			清掃作業員			消費生活相談員		
	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的
回答自治体数	40	55	156	21	31	80	24	48	135	25	39	110	8	15	48	14	8	7
非該当・無回答	140	125	24	159	149	100	156	132	45	155	141	70	172	165	132	166	172	173
回答自治体割合 (%)	22.2	30.6	86.7	11.7	17.2	44.4	13.3	26.7	75.0	13.9	21.7	61.1	4.4	8.3	26.7	7.8	4.4	3.9

験・知識等を必要とする業務」に、「臨時的」では、②「補助的・定型的な業務」に、それぞれ、回答が集中している（98.7%、97.0%）。職務内容・水準によって異なる任用根拠で採用が行われていることが示唆される。

但しその一方で、例えば「臨時的」でも、③「特定の経験・知識等～」に半数の回答があったり、「特別職」で、②「補助的・定型的～」を3分の1の自治体を選択している事実は、必ずしも明確な線引きができるわけではないことも示唆する。

「一般職」では、回答の集中度は「特別職」「臨時職」よりは下がる。③「特定の経験・知識等～」が全体の4分の3を占め、②「補助的・定型的～」も全体の3分の2（68.2%）の自治体を選択している。

なお、①「常勤職員が従事する業務と同種の本格的な業務」が「一般職」では半数を超えており、「特別職」「臨時的」でもそれぞれ全体の約4分の1に及んでいることは強調しておきたい。

3. 1回の任用期間及び再度任用に関する状況

総務省（2013）では、代表的な6つの職種について、その任用期間や再度任用に関する状況が取り上げられている。

1) 1回の任用期間

まず表 2-10 で、任用期間の設問の回答状況を整理した。回答のあった自治体数と非該当・無回答の自治体数が掲載されている。次の表 2-11 は、回答のあった自治体を対象に、任用期間をまとめたものである（【資料 2-4】も参照）。

先述（表 2-7）のとおり、回答数が多いのは「臨時的」である。なかでも、「事務補助職員」「保育士」「給食調理員」では回答のあった自治体が 100 を超えている。

その「臨時的」の任用期間の特徴から先にみると、「6ヶ月」が多い。いずれの職種でも「6ヶ月」が 70、80%台を占めている。それに対して、「特別職」「一般職」では「12ヶ月」

表 2-11 職種×任用根拠別にみた、1回の任用期間・割合

単位：団体、%

	事務補助職員			看護師			保育士			給食調理員			清掃作業員			消費生活相談員			
	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的	特別職	一般職	臨時的	
(回答自治体数)	40	55	156	21	31	80	24	48	135	25	39	110	8	15	48	14	8	7	
実数	6ヶ月未満		6			2			2			3			2				
	6ヶ月		6	136		3	67		4	115		3	95		3	38		5	
	6ヶ月超 12ヶ月未満			5		2			4			4			2				
	12ヶ月	40	48	9	21	27	9	24	43	13	25	35	8	8	12	6	13	8	2
	その他		1			1			1	1		1					1		
割合	6ヶ月未満		3.8			2.5			1.5			2.7			4.2				
	6ヶ月		10.9	87.2		9.7	83.8		8.3	85.2		7.7	86.4		20.0	79.2		71.4	
	6ヶ月超 12ヶ月未満			3.2		2.5			3.0			3.6			4.2				
	12ヶ月	100.0	87.3	5.8	100.0	87.1	11.3	100.0	89.6	9.6	100.0	89.7	7.3	100.0	80.0	12.5	92.9	100.0	28.6
	その他		1.8			3.2			2.1	0.7		2.6					7.1		

注1：対象は「1回の任用期間」で回答のあった自治体（表2-10を参照）。

注2：「その他」は、任用期間が12ヶ月を超える回答（1つのみ）と、任用期間が不明の回答。

が多数（80.0～100%）を占める。では、再度の任用はどうなっているだろうか、項をあらためてみる。

2) 再度任用に関する状況

総務省（2013）では、調査票（【資料1-4】）のとおり、(1)再度任用が「可能」か「不可能」かを尋ね、(2)可能の場合には、「再度任用回数」「通算任用期間」それぞれに上限があるかどうか（「定めなし」か「上限あり」か）を尋ね、(3)上限がある場合には、「上限回数」「上限期間」を尋ねる、という設計になっている（本稿では(3)は省略）。

設問のとおり、留意すべきは、再度任用が可能だからといって、長期であるいは上限なく任用されるわけでは必ずしもないことである。

まず再度任用の可否はどうか（表2-12。【資料2-5】も参照）。

前述のとおり、同一職種内で回答が多いのは「臨時的」である（但し「消費生活相談員」は、そもそもどの「任用根拠」でも、回答自

表 2-12 職種×任用根拠別にみた、再度任用の可否

単位：団体、%

		非該当・無回答	回答自治体			再度任用が「可能」な自治体の割合
			全体	可能	不可能	
事務補助職員	特別職	140	40	40	0	100.0
	一般職	125	55	54	1	98.2
	臨時的	24	156	99	57	63.5
看護師	特別職	159	21	21	0	100.0
	一般職	149	31	30	1	96.8
	臨時的	99	81	57	24	70.4
保育士	特別職	156	24	24	0	100.0
	一般職	132	48	47	1	97.9
	臨時的	46	134	89	45	66.4
給食調理員	特別職	155	25	25	0	100.0
	一般職	141	39	38	1	97.4
	臨時的	69	111	79	32	71.2
清掃作業員	特別職	172	8	8	0	100.0
	一般職	165	15	15	0	100.0
	臨時的	132	48	34	14	70.8
消費生活相談員	特別職	166	14	14	0	100.0
	一般職	172	8	8	0	100.0
	臨時的	173	7	4	3	57.1

注：再度任用が可能な自治体の割合は、回答のあった自治体を分母にして算出。

治体が少ない）。

そこで、そのことをふまえた上で、結果をみると、どの「職種×任用根拠」群でも、再度任用が可能だという自治体は半数を超えている。とりわけ「特別職」「一般職」では

表 2-13 職種×任用根拠別にみた、再度任用回数及び通算任用期間の上限に関する状況

単位：団体、%

		回答自治体									
		全体	再度任用回数の上限			通算任用期間の上限				回数も期間も「定めなし」の自治体	
			定めなし	上限あり	定めなし自治体割合	定めなし	上限あり	不明	定めなし自治体割合	実数	割合
事務補助職員	特別職	40	32	8	80.0	34	6		85.0	31	77.5
	一般職	54	42	12	77.8	41	13		75.9	39	72.2
	臨時的	99	70	29	70.7	69	30		69.7	60	60.6
看護師	特別職	21	18	3	85.7	19	1	1	90.5	17	81.0
	一般職	30	22	8	73.3	23	7		76.7	21	70.0
	臨時的	57	47	10	82.5	44	13		77.2	41	71.9
保育士	特別職	24	18	6	75.0	21	3		87.5	18	75.0
	一般職	47	35	12	74.5	35	12		74.5	32	68.1
	臨時的	89	71	18	79.8	70	19		78.7	64	71.9
給食調理員	特別職	25	19	6	76.0	23	2		92.0	19	76.0
	一般職	38	32	6	84.2	31	6	1	81.6	30	78.9
	臨時的	79	61	18	77.2	63	16		79.7	57	72.2
清掃作業員	特別職	8	6	2	75.0	8	0		100.0	6	75.0
	一般職	15	11	4	73.3	11	4		73.3	11	73.3
	臨時的	34	24	10	70.6	27	7		79.4	23	67.6
消費生活相談員	特別職	14	12	2	85.7	13	1		92.9	12	85.7
	一般職	8	6	2	75.0	8	0		100.0	6	75.0
	臨時的	4	2	2	50.0	2	2		50.0	1	25.0

注：対象は、再度任用が可能と回答した自治体（表 2-12 を参照）。

96.8～100%という高い割合を示している。また、「臨時的」でも可能な割合は半数を超えている（57.1～71.2%）。

次に問題は、どの程度の回数・期間の再度任用が可能か、である（表 2-13）。

ここでは、再度任用の「回数」にも「通算任用期間」にも上限の「定めなし」の自治体に注目した（同表の右側）。

回答数の少ない結果もあるので注意が必要だが、1つ（「消費生活相談員」の「臨時的」）を除くどの「職種×任用根拠」群においても、「定めなし」という割合は高く、60～80%台である。再度任用を行っている自治体の少な

からぬケースで、非常勤職員だけでなく臨時的任用職員についても、上限をとくに設けずに活用していることが示唆される。

但しここでも留意すべきは、上限に定めのないことが安定した雇用を意味するわけでは必ずしもないことである。上限に定めがないだけで、引き続き任用されるかは定かではないし（明確な基準やルールは必ずしも存在しないし）、あるいは、例えば、任期満了のたびに、採用試験が課されるなどの自治体もあるからだ（以上は、総務省からの聞き取り）。

また、総務省（2013）の再度任用には、「任期の満了した職員を、任期満了後1ヶ月以内

の間隔を空けて再び任用する場合」も含む。
この点もあわせて、詳細な調査が必要である。

では最後に、なぜ同一人の再度任用を可能としているのか、その理由をみていこう（表2-14。【資料2-5】も参照）。

表頭及び以下のとおり、総務省（2013）では、同一人の再度任用を可能としている理由として、「その他」を含め6つの選択肢（①～⑥）があげられていた。複数回答している自治体が1つだけあったので（他の自治体は全て1つのみの回答）、結果が「不明」の回答とあわせて、表では、⑦「複数回答、不明」とした。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため② 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため③ 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため④ 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため⑤ 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため⑥ その他 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

結果でまず確認されることは、選択肢⑤「改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため」がどの職種でも少ないことである（0.0～6.7%）。

では回答数が多く、なおかつ、特徴が明確な職種をとりあげてみると、例えば「事務補助職員」では、どの任用根拠においても、①「勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため」と④「担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため」に回答が集中している。全体の3分の1強（35.2%）から半数強（53.7%）であ

る。

それに対して、「看護師」や「保育士」では、同じくどの任用根拠においても、仕事の専門性が理由としてあげられている。すなわち、②「専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため」が60～70%台である。

「給食調理員」は、④「担当業務（又は行政事務）に習熟～」が3分の1前後で最も多いが、2番目に多い回答は、任用根拠によって異なる。すなわち「特別職」は①「勤務実績が良好～」、「一般職」は②「専門的知識・技能～」、「臨時的」は③「業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため」である。

当該職種の仕事内容や責任、役割などを、任用根拠ごとに明らかにする必要がある。

ところで、前述のとおり、「長期（10年以上）にわたって繰り返し任用されている事例」を資料3にまとめている。ここでとりあげられているのは代表的な6職種だが、事例の記載があったのはじつに73自治体にも及ぶ。

職種別に自治体数をみると、事務補助職員42、看護師28、保育士41、給食調理員39、清掃作業員11、消費生活相談員6である。

4. 1週間当たりの勤務時間

続いて、同じく代表的な6つの職種について、任用根拠別に1週間当たりの勤務時間をまとめたものが表2-15である（【資料2-6】も参照）。

そもそも総務省（2013）の対象が「19時間25分以上」の勤務者を対象にしていることから、「20時間以内」の回答はどの職種でも少ないか、ゼロである。

表 2-14 職種×任用根拠別にみた、同一人の再度任用を可能としている理由 単位：団体、%

			回答自治体							⑦複数回答、不明	
			全体	①勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	②専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	③業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	④担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	⑤改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため	⑥その他		
実数	事務補助職員	特別職	40	17	5	1	15	0	2	0	
		一般職	54	19	4	0	29	0	2	0	
		臨時的	99	40	1	2	42	1	11	2	
	看護師	特別職	21	3	16	0	1	0	0	1	
		一般職	30	7	20	2	1	0	0	0	
		臨時的	57	5	44	3	2	0	1	2	
	保育士	特別職	24	4	16	0	4	0	0	0	
		一般職	47	9	30	1	7	0	0	0	
		臨時的	89	7	56	6	13	0	4	3	
	給食調理員	特別職	25	7	4	4	9	0	0	1	
		一般職	38	7	12	4	14	0	0	1	
		臨時的	79	15	12	19	26	0	3	4	
	清掃作業員	特別職	8	3	1	0	4	0	0	0	
		一般職	15	6	2	2	4	1	0	0	
		臨時的	34	9	1	9	10	1	3	1	
	消費生活相談員	特別職	14	2	7	1	3	0	1	0	
		一般職	8	4	1	0	3	0	0	0	
		臨時的	4	0	1	0	1	0	1	1	
	割合	事務補助職員	特別職	100.0	42.5	12.5	2.5	37.5	0.0	5.0	0.0
			一般職	100.0	35.2	7.4	0.0	53.7	0.0	3.7	0.0
			臨時的	100.0	40.4	1.0	2.0	42.4	1.0	11.1	2.0
		看護師	特別職	100.0	14.3	76.2	0.0	4.8	0.0	0.0	4.8
			一般職	100.0	23.3	66.7	6.7	3.3	0.0	0.0	0.0
			臨時的	100.0	8.8	77.2	5.3	3.5	0.0	1.8	3.5
保育士		特別職	100.0	16.7	66.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	
		一般職	100.0	19.1	63.8	2.1	14.9	0.0	0.0	0.0	
		臨時的	100.0	7.9	62.9	6.7	14.6	0.0	4.5	3.4	
給食調理員		特別職	100.0	28.0	16.0	16.0	36.0	0.0	0.0	4.0	
		一般職	100.0	18.4	31.6	10.5	36.8	0.0	0.0	2.6	
		臨時的	100.0	19.0	15.2	24.1	32.9	0.0	3.8	5.1	
清掃作業員		特別職	100.0	37.5	12.5	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	
		一般職	100.0	40.0	13.3	13.3	26.7	6.7	0.0	0.0	
		臨時的	100.0	26.5	2.9	26.5	29.4	2.9	8.8	2.9	
消費生活相談員		特別職	100.0	14.3	50.0	7.1	21.4	0.0	7.1	0.0	
		一般職	100.0	50.0	12.5	0.0	37.5	0.0	0.0	0.0	
		臨時的	100.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0	

注：表 2-13 と同様。

表 2-15 職種×任用根拠別にみた、1週間当たりの勤務時間数

単位：団体、%

		非該当・ 無回答	回答自治体 全体					割合				平均勤務 時間 (時間)
			20時間 以内	20時間超 30時間 以内	30時間超 35時間 以内	35時間超 40時間 以内	20時間 以内	20時間超 30時間 以内	30時間超 35時間 以内	35時間超 40時間 以内		
事務補助職員	特別職	139	41	0	17	9	15	0.0	26.7	19.2	23.3	33.2
	一般職	125	55	1	20	4	30	1.8	23.7	6.0	34.9	34.3
	臨時的	25	155	0	12	7	136	0.0	5.0	3.1	59.9	37.5
看護師	特別職	159	21	1	9	3	8	4.8	28.4	10.9	15.1	32.8
	一般職	150	30	0	9	2	19	0.0	19.3	5.3	34.6	35.4
	臨時的	99	81	3	3	2	73	3.7	2.4	1.6	58.8	37.2
保育士	特別職	157	23	0	10	6	7	0.0	28.0	23.3	14.7	32.8
	一般職	133	47	1	18	0	28	2.1	25.0	0.0	34.5	34.3
	臨時的	48	132	1	10	2	119	0.8	4.9	1.0	60.1	37.6
給食調理員	特別職	154	26	0	14	5	7	0.0	34.6	18.9	12.5	31.8
	一般職	142	38	0	16	2	20	0.0	27.1	4.6	29.3	34.3
	臨時的	70	110	1	24	9	76	0.9	14.1	6.1	50.0	35.5
清掃作業員	特別職	173	7	0	5	2	0	0.0	45.9	34.0	0.0	28.9
	一般職	165	15	1	5	1	8	6.7	22.4	4.2	17.6	33.2
	臨時的	131	49	8	8	2	31	16.3	11.7	2.6	35.9	33.3
消費生活相談員	特別職	166	14	0	8	3	3	0.0	36.7	21.8	6.3	31.5
	一般職	172	8	0	6	0	2	0.0	48.2	0.0	3.7	29.4
	臨時的	173	7	1	1	0	5	14.3	10.1	0.0	15.0	34.6

総務省（2013）では、集計は、10時間刻みで行われていたが、本稿では、30時間を超える部分は、5時間刻みでまとめた。ちなみに、最大の勤務時間数（回答）は40時間である。

まず、回答数の多い「臨時的」からみていこう。結果は、どの職種でも、「35時間超40時間以内」が最も多い。とくに、「清掃作業員」を除く、「事務補助職員」「看護師」「保育士」「給食調理員」の4職種では、およそ50～60%を占めている（「清掃作業員」は35.9%）。文字通り、正職員と同じ程度の勤務時間数（所定内労働時間数）を働く非正規職員が多数を占めていることが確認される。

次に「特別職」「一般職」はどうか。職種によって分散があり、「20時間超30時間以内」が最大であるが、それでも、一部を除き、平均勤務時間は30時間台の前半を示している

（同表右）。職種にもよるが、非常勤職員でも、35時間を超えた働き方が一定程度みられることをここでは確認したい。

<続く>

参考文献

- 川村雅則（2013）「官製ワーキングプア問題（I）
地方自治体で働く非正規公務員の雇用、労働」
『北海学園大学開発論集』
- 上林陽治（2012）『非正規公務員』日本評論社
——（2013）『非正規公務員という問題
——問われる公共サービスのあり方』岩波書店
- 総務省（2009）『地方公務員の短時間勤務の在り
方に関する研究会報告書』
- 早川征一郎・松尾孝一（2012）『国・地方自治体
の非正規職員』旬報社

資料 1-1 職種別・任用根拠別職員数の状況

地方公共団体名															
区分	特別非常勤職員 (法3条3項1号)			一般非常勤職員 (法17条)			臨時的任用職員 (法25条2項・5項)			計のうち フルタイム 職員	合 計				
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計		
	一般事務職員														
技術職員															
医師															
医歯技術員															
看護婦等															
保育士等															
給食調理員															
技能労働職員															
教員・講師															
その他															
合 計															

資料 1-2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由

地方公共団体名			
特別非常勤職員 (法3条3項3号) を活用する理由	一般非常勤職員 (法17条) を活用する理由	臨時的任用職員 (法25条3項・5項) を活用する理由	活用する理由(選択肢)
			①臨時・一時的な業務量の増加に対応するため
			②日・週の中での業務量の変動に対応するため(フルタイムで従事することが必要としない)
			③従来の就業形態を廃止又は削減することが望ましい業務に対応するため
			④補助的・定型的業務に対応するため
			⑤特定の経験・知識・資格等を必要とする業務に専門的に対応するため
			⑥非常勤職員の職が不足となった場合の代替職員の確保のため
			⑦特定の業務のみに従事させる等、常勤職員とは異なる人事管理が必要であるため
			⑧任期ごとに能力・適正を評価して人材を任用することができるため
			⑨地方公務員法上の規制が(全部又は一部)緩和されており、弾力的な雇用が可能であるため
			⑩人材が不足しており、常勤職員としての採用が困難であるため
			⑪職員の新たな配置が必要であるが、常勤職員の定数枠が足りないため
			⑫人事費を削減するため
			⑬その他
「⑬その他」の理由記入欄			
特別非常勤職員 (法3条3項3号) を活用するその他の理由			
一般非常勤職員 (法17条) を活用するその他の理由			
臨時的任用職員 (法25条2項・5項) を活用するその他の理由			

資料 1-3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方

地方公共団体

職務内容の区分の基本的考え方			
特別非常勤職員 (法3条3項3号) の職務内容	一般非常勤職員 (法17条) の職務内容	臨時任用職員 (法25条2項・5項) の職務内容	職務内容(選択肢)
			1. 常勤職員が従事する業務と同様の本格的な業務
			2. 補助的・定型的な業務
			3. 特定の経験・知識等を必要とする業務

資料 1-4 代表的な職種別の任期、再度任用の状況

地方公共団体

職 種	任用根拠	任用期間	再 度 任 用 の 状 況										
			再度任用の可否		再度任用回数の上限			通常任用期間の上限			同一人の再度任用を可能としている理由		
			不可能	可能	定め なし	上限 あり	上限回数	定め なし	上限 あり	上限期間	理由	その他の理由	
事務補助職員	特別非常勤職員	2年											
	一般非常勤職員	2年											
	臨時任用職員	2年											
看護員	特別非常勤職員	2年											
	一般非常勤職員	2年											
	臨時任用職員	2年											
保健士	特別非常勤職員	2年											
	一般非常勤職員	2年											
	臨時任用職員	2年											
社会福祉士	特別非常勤職員	2年											
	一般非常勤職員	2年											
	臨時任用職員	2年											
保健作業員	特別非常勤職員	2年											
	一般非常勤職員	2年											
	臨時任用職員	2年											
清掃作業員	特別非常勤職員	2年											
	一般非常勤職員	2年											
	臨時任用職員	2年											
児童生活相談員	特別非常勤職員	2年											
	一般非常勤職員	2年											
	臨時任用職員	2年											

同一人の再度任用を可能としている理由(選択肢)

1. 勤務実績が良好であったこと等により継続勤務を要するため	4. 担当業務(又は行政事務)に習熟した者を再度任用する方が効果的であるため
2. 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	5. 極めて急務、調査・任用試験を行うことが必要であるため
3. 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	6. その他

長期にわたって繰り返し任用されている事例

事務補助職員	
看護員	
保健士	
社会福祉士	
保健作業員	
清掃作業員	
児童生活相談員	

資料 1-5 代表的な職種別勤務時間，勤務日数の状況

地方公共団体名		
職 種	任用根拠	1週間当たりの勤務時間
事務補助職員	特別雇非常勤職員	h
	一般雇非常勤職員	h
	臨時の任用職員	h
看護師	特別雇非常勤職員	h
	一般雇非常勤職員	h
	臨時の任用職員	h
保育士	特別雇非常勤職員	h
	一般雇非常勤職員	h
	臨時の任用職員	h
給食調理員	特別雇非常勤職員	h
	一般雇非常勤職員	h
	臨時の任用職員	h
清掃作業員	特別雇非常勤職員	h
	一般雇非常勤職員	h
	臨時の任用職員	h
消費生活相談員	特別雇非常勤職員	h
	一般雇非常勤職員	h
	臨時の任用職員	h

資料 2-1 北海道及び道内各市町村における、正職員数及び男女×任用根拠別にみた臨時・非常勤職員数

	正職員	臨時・非常勤											臨時・非常勤 割合 (%)		
		合計			特別雇員 (法2条)			一般雇員 (法17条)			臨時任用職員 (法22条)			割合 (%)	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
北海道	73,996	450	1,110	1,560	346	172	518	25	287	422	69	55	620	542	2.1
札幌市	14,273	439	1,714	2,153	216	1,046	1,262	0	0	0	223	664	891	891	13.1
函館市	3,346	344	430	674	184	295	479	8	1	9	52	134	186	152	16.8
小樽市	1,639	58	429	487	48	385	433	0	0	0	10	44	54	54	22.9
旭川市	2,894	395	529	875	135	404	539	0	0	0	131	224	355	267	23.2
室蘭市	1,187	180	543	703	155	487	642	0	0	0	5	54	61	61	37.2
釧路市	2,589	164	719	883	86	293	379	0	0	0	78	426	504	248	25.4
帯広市	1,387	183	433	616	154	303	457	0	0	0	29	134	159	159	30.8
北見市	1,030	103	406	509	92	197	289	0	0	0	11	209	220	65	33.1
夕張市	147	20	46	66	10	20	30	0	0	0	10	21	36	23	31.0
網走市	1,108	183	144	327	183	144	327	0	0	0	0	1	0	0	22.8
紋走市	340	41	153	194	28	57	85	0	0	0	13	94	109	42	35.0
留萌市	507	58	200	258	32	91	123	0	0	0	26	104	130	12	32.7
苫小牧市	1,778	190	547	737	1	0	1	183	213	396	6	334	340	77	29.3
稚内市	721	53	328	381	0	0	0	47	300	347	6	21	27	27	34.6
美幌市	416	86	230	316	0	0	0	29	101	130	57	124	186	65	43.2
芦名町	426	8	67	75	5	20	25	0	0	0	3	27	40	0	15.0
江別市	1,134	79	568	647	3	0	3	70	525	595	6	41	49	49	36.3
滝川市	292	65	186	251	0	0	0	27	39	66	38	147	185	26	46.2
紋別市	291	50	179	229	43	53	96	0	5	5	7	121	128	64	44.0
室蘭市	517	64	258	422	0	0	0	60	348	408	4	31	14	14	44.9
名寄町	810	116	413	529	0	0	0	62	85	147	54	321	382	272	39.5
三笠市	308	23	84	107	0	0	0	0	0	0	23	84	107	80	25.8
稚内市	590	91	130	221	67	64	131	0	0	0	34	64	90	43	28.7
千歳市	982	48	278	326	0	0	0	43	236	279	5	47	47	41	24.9
滝川市	725	69	359	428	61	169	230	0	0	0	8	196	198	0	27.1
砂川市	840	40	218	258	0	0	0	16	36	52	34	187	206	113	23.5
歌志内市	136	16	49	65	10	22	32	0	0	0	6	21	23	0	32.3
深川市	515	27	135	162	6	20	26	1	56	56	20	64	80	73	23.9
留萌市	285	30	142	172	9	37	46	0	0	0	21	104	126	27	37.6
香取町	450	74	246	320	64	96	160	0	0	0	10	154	160	132	41.6
厚岸町	513	53	227	280	0	0	0	47	262	309	6	25	31	31	35.3
伊達市	377	49	105	154	24	34	58	0	0	0	25	71	96	79	32.7
北広島市	470	55	181	236	0	0	0	53	121	174	2	64	62	23	33.4
石狩市	468	30	129	159	0	0	0	26	102	128	4	21	21	27	25.4
北斗市	238	37	103	140	3	3	6	16	6	24	18	97	110	27	37.0
当別町	197	20	29	49	0	0	0	29	32	62	0	1	7	4	23.0
新穂津村	50	8	25	33	0	0	0	8	25	33	0	1	0	0	39.8
松前町	170	28	91	119	3	16	19	0	0	0	25	75	100	95	41.2
福島町	76	9	28	37	0	0	0	0	0	0	9	24	37	15	32.7
知内町	91	0	16	16	0	0	0	0	0	0	0	11	16	16	15.0
木古内町	149	40	78	118	5	2	7	0	0	0	25	74	111	80	43.1
七飯町	168	42	46	88	0	0	0	16	1	17	26	41	71	0	34.4
鹿部町	67	6	5	11	0	0	0	0	0	0	6	1	11	5	14.1
森町	326	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	9.0
八雲町	569	69	230	299	0	0	0	0	0	0	69	234	299	198	34.4
長万部町	143	15	27	42	0	0	0	0	0	0	15	21	42	0	22.7
江差町	197	19	63	72	0	0	0	0	0	0	19	54	72	61	46.2
上ノ国町	93	9	18	27	9	8	17	0	0	0	0	10	10	10	22.5
厚沢部町	101	16	56	72	0	0	0	0	0	0	16	54	72	61	41.6
乙部町	99	8	38	46	0	0	0	0	0	0	8	38	46	44	31.7
美幌町	141	13	32	45	0	0	0	0	0	0	13	32	45	44	24.2
今金町	167	13	67	79	0	0	0	5	5	10	8	57	60	52	29.5
せたな町	246	32	109	141	0	0	0	0	0	0	32	104	141	100	34.6
島牧村	64	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12	1	15.8
寿都町	65	2	14	16	0	0	0	0	0	0	2	14	16	2	18.8
富田町	93	14	48	62	0	2	2	0	0	0	14	46	60	51	40.0
豊浦町	121	33	96	129	23	26	49	0	34	34	10	34	46	33	51.6
ニセコ町	88	11	30	41	8	11	19	0	0	0	3	11	22	16	31.8
高村町	61	3	9	12	0	0	0	3	7	10	0	1	2	0	16.4

	正職員	臨時・非常勤合計												臨時・非常勤割合(%)	
		特別雇員(法2条3項)			一般雇員(法17条)			臨時約用職員(法22条)			合計		臨時・非常勤割合(%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	臨時・非常勤割合(%)				
留養郡村	76	13	19	32	1	1	2	0	0	0	12	11	23	20	29.6
藤沢町	57	1	8	9	0	0	0	0	0	0	1	-1	9	2	13.6
原町	76	11	29	40	5	8	13	2	7	9	4	14	18	9	34.5
須賀安町	168	36	86	122	1	0	1	34	77	111	1	-1	10	10	42.1
高和町	104	19	47	66	8	1	9	4	28	32	7	11	25	23	38.8
船内町	167	8	31	39	0	0	0	1	24	25	7	-1	14	14	18.9
泊村	75	14	39	53	0	0	0	0	0	0	14	29	53	45	41.4
神楽内村	36	11	15	26	0	0	0	0	0	0	11	11	22	17	41.9
糠内町	64	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	-0	0	0	1.5
吉平町	71	67	31	98	61	21	82	6	7	13	0	-1	3	0	58.0
仁米町	58	7	25	32	0	0	0	6	19	25	1	-1	7	7	35.6
南町	203	45	57	102	32	21	53	0	0	0	13	34	49	0	33.4
赤井川村	41	1	20	21	1	0	1	0	19	19	0	-1	1	1	33.9
南横町	130	4	28	32	4	2	6	0	0	0	0	26	26	3	19.5
曾井江町	193	8	55	63	0	0	0	0	0	0	8	54	63	58	24.6
上砂川町	79	20	37	57	0	0	0	29	37	57	0	-0	0	0	41.9
前仁町	114	5	45	50	0	0	0	4	30	34	1	11	16	9	30.5
長沼町	219	20	75	95	10	5	15	0	0	0	10	36	80	74	30.3
粟山町	153	8	46	54	0	0	0	6	4	10	2	42	44	0	26.2
月形町	94	4	31	35	4	23	27	0	0	0	0	-1	8	0	27.1
浦口町	54	7	9	16	0	0	0	5	5	10	2	-1	6	0	22.9
新十津川町	97	14	52	66	0	0	0	0	0	0	14	52	66	6	40.5
緑野中町	66	11	18	29	0	0	0	0	0	0	11	11	29	0	30.5
秩父町	50	2	12	14	0	2	2	0	0	0	2	10	12	0	21.9
同楽町	51	4	13	17	0	0	0	4	7	11	0	-1	6	1	25.0
北竜町	88	9	19	28	0	0	0	9	19	28	0	-0	0	0	24.1
河原町	126	26	59	85	2	0	2	0	0	0	26	54	83	0	40.3
鶴橋町	95	5	13	18	0	0	0	5	13	18	0	-0	0	0	15.9
東神楽町	116	16	75	91	5	5	10	0	0	0	11	39	81	0	44.0
当麻町	106	6	10	16	0	0	0	0	0	0	6	10	16	8	13.1
比布町	67	4	11	15	0	0	0	0	0	0	4	11	15	4	18.3
愛別町	71	2	13	15	0	0	0	1	0	1	1	11	14	13	17.4
上川町	143	6	59	65	0	0	0	0	0	0	6	54	65	0	31.4
東川町	99	29	110	139	0	0	0	29	110	139	0	-0	0	0	58.4
美瑛町	211	45	71	116	0	0	0	39	12	51	6	54	65	14	35.5
上富良野町	187	25	60	83	21	9	30	0	0	0	2	51	53	53	30.7
中富良野町	118	21	32	53	13	1	14	0	0	0	8	31	39	29	31.0
南富良野町	93	14	13	27	1	2	3	13	8	21	0	-1	3	0	22.7
占冠村	50	3	28	31	0	0	0	0	0	0	3	28	31	2	38.3
和寒町	98	4	38	42	3	0	3	0	0	0	2	34	40	20	30.0
剣淵町	98	7	46	53	0	0	0	0	0	0	7	44	53	0	35.1
下川町	146	14	57	71	0	0	0	5	36	41	9	21	30	28	30.0
美幌町	108	42	38	80	29	10	39	0	0	0	13	21	41	20	42.6
帯広市南村	58	18	9	27	14	3	17	0	0	0	4	-1	10	0	31.8
中川町	55	6	9	15	0	0	0	0	0	0	6	-1	15	4	21.4
横加内町	86	19	32	51	3	0	3	0	0	0	16	32	48	0	37.2
穂毛町	148	58	109	167	24	1	25	0	0	0	34	104	142	0	53.0
小早町	104	9	46	55	4	5	9	0	0	0	5	41	46	43	34.6
沼根町	67	12	20	32	0	0	0	12	20	32	0	-0	0	0	32.3
野幌町	132	26	59	85	0	0	0	0	0	0	26	54	85	13	38.2
磐山別村	42	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	-0	1	1	2.3
遠別町	98	1	28	29	0	0	0	0	0	0	1	28	29	28	22.8
天塩町	118	13	43	56	0	0	0	0	0	0	13	41	56	48	32.2
穂別村	107	3	20	23	0	0	0	0	0	0	3	20	23	23	17.7
浜頓別町	131	9	43	52	0	0	0	0	0	0	9	41	52	39	28.4
中頓別町	80	12	29	41	0	0	0	0	0	0	12	29	41	0	33.9
雄勝町	277	12	115	127	2	0	2	2	24	26	8	91	99	55	31.4
留辺町	129	3	35	38	0	0	0	0	0	0	3	34	38	20	22.8
礼文町	103	8	24	32	2	0	2	0	0	0	6	21	30	12	23.7
利尻町	93	1	2	3	0	0	0	0	0	0	1	-1	3	3	3.2
利尻富士町	127	3	18	21	0	0	0	0	0	0	3	11	21	0	14.2

	正職員	臨時・非常勤												臨時・非常勤割合 (%)	
		合計			特別種非常勤職員 (法2条2項2号)			一般種非常勤職員 (法17条)			臨時約任用職員 (法22条2項・3項)				
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
横屋町	88	8	40	48	1	0	1	0	0	0	7	46	47	26	35.3
南横町	278	2	0	2	0	0	0	0	0	0	2	4	2	2	0.7
津別町	121	19	50	69	0	0	0	0	0	0	19	54	69	50	36.3
斜里町	231	65	133	198	53	7	60	0	0	0	12	124	138	122	46.2
清里町	83	8	23	31	0	0	0	0	0	0	8	25	31	5	27.2
小清水町	90	4	46	50	0	0	0	4	33	37	0	11	13	7	35.7
訓子府町	95	8	33	41	0	0	0	0	0	0	8	34	41	9	30.1
置戸町	84	15	13	28	0	0	0	0	0	0	15	11	26	27	25.0
佐呂間町	116	5	23	28	0	0	0	5	23	28	0	4	0	0	18.4
湧別町	276	43	86	129	43	83	126	0	0	0	0	1	3	3	31.9
湧別町	162	9	13	22	0	0	0	0	0	0	9	11	22	11	12.0
滝上町	97	23	51	74	0	0	0	0	0	0	23	51	74	60	43.3
興部町	123	3	51	54	0	0	0	0	0	0	3	51	54	35	30.5
西興部村	41	10	15	25	1	1	2	0	0	0	9	11	23	16	27.9
雄武町	132	3	27	30	0	0	0	0	0	0	3	27	30	20	18.5
大空町	145	10	37	47	0	0	0	0	0	0	10	37	47	4	24.5
豊浦町	116	17	54	71	0	0	0	0	0	0	17	54	71	71	38.0
比羅町	88	9	30	39	0	0	0	6	25	31	3	4	8	0	30.7
白老町	273	62	148	210	0	0	0	24	26	50	38	121	160	160	43.5
厚真町	99	23	56	79	0	0	0	0	0	0	23	54	79	47	44.4
洞爺湖町	168	26	89	115	26	89	115	0	0	0	0	4	0	0	40.6
安平町	162	22	50	72	0	0	0	14	20	34	8	26	38	12	30.8
心丸川町	172	22	77	99	0	0	0	0	0	0	22	71	99	0	36.5
日高町	306	37	105	142	0	0	0	0	0	0	37	106	142	94	21.7
平取町	147	13	68	81	0	0	0	11	46	57	2	21	24	18	35.5
新栄町	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0.0
湧別町	167	38	87	125	0	0	0	0	0	0	38	87	125	58	42.8
様似町	108	8	28	36	0	0	0	4	5	9	4	21	27	12	24.8
丸川町	150	3	16	19	0	0	0	0	0	0	3	14	19	19	11.2
新ひばり町	434	60	157	217	49	160	189	0	0	0	11	17	28	28	33.3
豊富町	271	18	53	71	7	0	7	0	0	0	11	54	64	50	29.8
士幌町	283	25	108	133	0	0	0	0	0	0	25	104	133	112	32.0
上士幌町	96	26	58	84	0	0	0	0	0	0	26	54	84	83	46.7
標津町	156	34	44	78	9	2	11	0	0	0	25	47	67	49	33.3
新得町	124	28	58	86	1	0	1	7	10	17	20	44	68	56	41.0
清水町	161	27	58	85	0	0	0	0	0	0	27	54	85	85	34.6
厚岸町	303	28	163	191	4	10	14	0	0	0	24	151	177	129	38.7
中札内村	80	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4.8
更別村	93	4	33	37	0	0	0	2	27	29	2	4	8	8	28.5
大森町	203	24	101	125	0	0	0	20	46	66	4	54	58	36	38.1
広尾町	207	18	98	116	5	3	8	0	0	0	13	96	108	98	35.9
高根町	235	42	162	204	23	11	34	0	0	0	19	151	170	103	46.5
池田町	138	38	54	92	0	0	0	23	36	59	15	11	33	30	40.4
蘭越町	101	21	27	48	13	17	30	0	0	0	8	19	18	18	32.2
本別町	275	41	119	160	18	6	24	11	24	35	12	84	101	73	36.8
足寄町	230	34	109	143	9	5	14	0	0	0	25	104	129	118	38.3
陸奥町	92	1	3	4	0	0	0	0	0	0	1	4	4	4	4.2
涌別町	165	11	76	87	3	4	7	5	38	43	3	34	37	24	34.5
網走町	184	15	49	64	3	3	6	12	11	23	0	26	35	33	25.8
厚岸町	333	65	127	192	0	0	0	32	64	96	33	64	96	79	36.6
浜中町	182	1	11	12	0	0	0	0	0	0	1	11	12	12	6.2
標本町	279	37	146	183	0	0	0	19	42	61	18	104	122	67	38.6
湧子温泉町	167	12	73	85	1	10	11	8	35	43	3	21	21	31	33.7
鶴田村	57	7	26	33	0	0	0	4	21	25	3	11	18	0	43.0
白糠町	197	18	26	44	12	6	18	6	20	26	0	4	0	0	18.3
別海町	426	42	138	180	7	1	8	35	137	172	0	4	0	0	29.7
中標津町	437	33	174	207	27	67	94	0	0	0	6	107	113	0	32.1
標津町	151	14	63	77	0	0	0	14	63	77	0	4	0	0	33.8
羅臼町	109	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	24	24	0	18.0

資料 2-2 北海道及び道内各市町村における、職種×任用根拠別にみた臨時・非常勤職員・非常勤職員数

道庁・市町村	臨時・非常勤													その他
	合計	一般事務 係職員	技術職 員	医師 員	医療技術 職員	保健師 等	保育士 等	技師 員	薬剤師 員	獣医師 員	保健士 等	技師 員	その他	
北海道	1,540	682	11	9	5	69	13	106	140	65	460			
札幌市	2,153	490	0	53	275	114	111	57	246	0	807			
函館市	674	225	1	11	2	9	40	22	112	64	178			
小樽市	487	149	4	3	27	121	45	9	26	2	101			
旭川市	675	293	12	34	10	25	33	21	160	14	335			
釧路市	703	201	30	5	33	134	54	4	51	58	133			
帯広市	616	243	3	1	6	9	63	0	99	20	172			
旭川市	569	211	0	2	4	7	66	93	25	6	66			
夕張市	66	9	1	0	0	1	0	10	17	7	21			
根室市	327	46	2	7	7	2	18	1	88	20	136			
網走市	194	42	1	0	4	1	40	45	0	2	59			
室蘭市	256	46	0	2	5	32	23	0	127	1	14			
苫小牧市	737	275	22	16	6	133	26	9	30	2	176			
札幌市	381	143	1	0	0	32	31	57	76	2	37			
札幌市	316	49	4	3	6	37	79	26	72	26	12			
札幌市	79	25	1	0	0	1	13	13	4	0	14			
札幌市	647	168	4	15	26	118	60	37	26	7	184			
帯広市	251	36	0	2	9	24	34	26	25	4	91			
札幌市	229	24	0	0	6	17	23	25	5	19	112			
札幌市	422	57	0	1	10	60	123	48	111	0	12			
札幌市	529	95	14	0	27	97	59	56	70	2	107			
札幌市	107	30	0	0	0	7	12	2	34	6	14			
札幌市	221	56	11	1	6	13	38	1	69	2	24			
札幌市	324	34	0	2	5	13	147	2	3	5	115			
札幌市	426	142	0	7	10	48	16	68	26	38	73			
札幌市	65	12	0	2	3	14	1	7	12	2	12			
札幌市	167	61	0	2	1	27	17	12	19	1	27			
札幌市	172	27	0	0	2	4	28	5	12	15	79			
札幌市	300	110	9	0	0	2	68	37	42	0	52			
札幌市	260	27	14	0	8	42	63	10	49	28	29			
札幌市	154	31	0	0	1	2	34	9	24	30	27			
札幌市	226	70	0	0	11	8	74	0	23	4	46			
札幌市	159	64	0	0	2	1	24	2	18	3	41			
札幌市	140	60	0	0	0	0	2	29	19	10	6			

単位：人

	臨時・非常勤										臨時・非常勤										その他			
	合計	一般事務 係職員	技術職 員	医師	医療技術 職員	保健師 等	保育士 等	技師 職員	技師 職員	医師 職員	保健師 等	保育士 等	技師 職員	技師 職員	医師 職員	保健師 等	保育士 等	技師 職員	技師 職員	医師 職員		保健師 等	保育士 等	その他
口高町	142	15	0	1	2	2	53	13	44	5	3	100.0	13.4	0.0	0.7	1.4	1.4	37.3	9.2	31.0	3.5	2.1		
早稲町	81	22	1	1	1	8	13	12	13	3	7	100.0	27.2	1.2	1.2	1.2	9.9	16.0	14.8	16.0	16.0	3.7	8.6	
新野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
渡河町	125	30	0	0	0	3	32	20	17	0	23	100.0	24.0	0.0	0.0	0.0	2.4	25.6	16.0	13.6	0.0	0.0	18.4	
埴原町	56	6	0	0	0	0	4	2	4	1	19	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	5.6	11.1	5.6	11.1	2.0	52.0
えりも町	19	1	1	0	1	7	8	0	0	1	6	100.0	5.3	5.3	0.0	5.3	36.8	42.1	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	
新ひだか町	217	50	0	0	2	7	60	3	43	1	31	100.0	23.0	0.0	0.0	0.9	3.2	36.9	1.4	19.8	0.0	0.0	14.3	
伊達町	71	12	0	0	1	4	29	0	4	2	19	100.0	16.9	0.0	0.0	1.4	5.6	40.8	0.0	5.6	2.8	26.8		
土明町	150	25	2	1	3	13	64	7	9	0	6	100.0	13.0	1.5	0.0	2.3	9.0	40.1	5.3	6.0	6.0	0.0	0.0	
上土曜町	84	30	0	0	2	2	14	9	16	5	4	100.0	35.7	0.0	0.0	2.4	2.4	16.7	10.7	21.4	6.0	4.8		
南津町	78	21	0	0	0	3	13	8	27	0	6	100.0	24.9	0.0	0.0	0.0	3.8	16.7	10.3	34.6	0.0	7.7		
新井町	86	15	8	0	1	1	26	5	9	9	13	100.0	17.4	9.3	0.0	1.2	1.2	30.2	5.8	10.5	10.5	14.0		
清小町	65	6	19	0	0	0	29	13	6	7	13	100.0	9.4	11.8	0.0	0.0	0.0	32.9	15.3	7.1	8.2	15.3		
伊達町	191	16	0	0	0	8	44	27	15	8	23	100.0	9.4	0.0	0.0	4.2	23.0	25.1	14.1	7.9	4.2	12.0		
中札内村	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
夏別村	37	14	0	0	1	0	6	8	9	4	1	100.0	37.8	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	21.6	24.3	10.8	2.7		
大赤町	125	23	0	0	1	2	48	29	19	7	4	100.0	18.4	6.6	0.0	0.0	0.0	29.2	16.0	15.2	5.0	3.2		
志保町	116	20	0	0	0	17	32	19	8	10	16	100.0	17.2	0.0	0.0	0.0	0.0	14.7	27.6	16.4	6.9	8.6		
黒川町	204	49	0	0	0	5	57	30	16	23	24	100.0	24.0	0.0	0.0	0.0	2.5	27.9	14.7	7.8	11.3	11.8		
池田町	92	18	20	0	0	0	6	9	13	3	26	100.0	19.6	21.7	0.0	0.0	0.0	0.0	9.8	14.1	3.3	31.5		
宮崎町	46	15	11	0	0	0	6	7	5	1	3	100.0	31.3	22.9	0.0	0.0	0.0	12.5	14.8	10.4	2.1	6.3		
本別町	160	36	0	12	23	5	33	29	15	0	7	100.0	22.5	0.0	7.5	14.4	3.1	20.6	18.1	9.4	0.0	4.4		
足寄町	143	38	0	0	1	6	39	14	24	0	11	100.0	26.6	0.0	0.0	0.7	4.2	27.3	9.8	23.8	0.0	7.7		
池田町	4	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0		
清町	87	25	0	1	0	9	24	13	2	2	8	100.0	33.3	0.0	1.1	0.0	10.3	27.8	17.2	2.3	2.3	5.7		
新井町	64	16	0	0	1	0	18	14	10	1	4	100.0	25.0	0.0	0.0	1.6	0.0	28.1	21.9	15.6	1.6	6.3		
厚岸町	192	9	0	0	1	9	72	19	70	6	6	100.0	4.7	0.0	0.0	0.5	4.7	37.5	9.9	36.5	3.1	3.1		
浜中町	12	0	0	0	0	0	11	0	0	0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.7	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	
埴原町	163	39	1	0	3	5	57	42	24	3	10	100.0	21.3	0.5	0.0	1.6	2.7	31.1	23.0	13.1	1.1	5.5		
赤子町	85	25	2	0	0	4	22	11	8	13	6	100.0	29.4	2.4	0.0	0.0	4.7	25.9	12.9	9.4	15.3	0.0		
鶴田村	43	2	0	0	0	3	12	7	0	5	14	100.0	4.7	0.0	0.0	0.0	7.0	27.9	16.3	0.0	11.6	32.6		
白糠町	44	1	0	0	0	0	12	5	8	4	14	100.0	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	27.3	11.4	18.2	9.1	31.8		
利根町	160	34	2	4	1	11	72	13	16	6	17	100.0	16.9	1.1	2.2	0.6	6.1	40.0	7.2	10.0	3.3	10.6		
中標津町	207	37	0	6	7	50	71	13	15	3	16	100.0	15.5	0.0	2.9	3.4	24.2	34.3	6.3	7.2	1.4	4.8		
厚岸町	77	18	2	0	0	0	13	13	8	13	6	4	100.0	23.4	2.6	0.0	0.0	16.9	10.4	16.9	7.8	5.2		
磯谷町	24	1	0	0	0	0	2	9	0	6	6	100.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	37.5	0.0	25.0	25.0		

資料 2-4 北海道及び道内各市町村における、職種×任用根拠別にみた 1 回の任用期間

	事務補助員			警備員			保甲士			貯蓄課員			清掃作業員			消費生活相談員		
	特別職	一般職	臨時	特別職	一般職	臨時	特別職	一般職	臨時	特別職	一般職	臨時	特別職	一般職	臨時	特別職	一般職	臨時
北海道		12	6		12	6		12										
札幌市			6	12		6		6	12		6			6				
函館市	12		6	12		6	12		6	12		6						
小樽市	12		6	12		6	12		6	12		6	12		6	12		
旭川市	12		10	12		10		10	12		10		10		10			
室蘭市	12		6	12		6	12		6	12		12		6	12		6	
釧路市	12		6			6	12		6		6	12		6				
帯広市	12		6			12		12		6		11		6				
北見市	12		6	12		6	12		6	12		6	12		6	12		6
夕張市	12		6									6	12					
網走市	12		6			12			12		12		12			12		
紋別市	12		6	12		6		6										
苫小牧市		12	6		12	6		12	6		12	-1		6				6
稚内市		12	6		12	6		12	6		12							12
美幌市		12	6		12	6		12	6		12	6		12	6			
芦別市	12		6	12			12		6	12		6	12		6	12		
江別市		12	6		12			12	6		12		12					
赤平市		12	6		12	6		6				6						
紋別市	12		3	12		6		6		12	6			6	12			12
士別市		12	6		12	6		12	6		12	6		12	6			12
名寄市		12	6			6	12		6		6		12	6				12
三笠市			6			6		6			6							6
様室市	12		6		6	12		6	12							12		
千歳市		12	6		12			12	12		12							12
滝川市	12		6	12		6	12		6	12		6						
砂川市		12	6			6		6		12	6							
歌志内市	12		6	12		6	12			12	6			6				
深川市		12	6		12	6		6			6							
富良野市			6					6	12		6							
豊原市	12		6			6	12		6	12		6				12		
東室市		12	9		12			12	12		12		12					
伊達市	12		6	12		6		6	12		6			6	12			
北広島市		12	6		12			12	6		6							
石狩市		12	6		12			12	6		12							
北斗市	12	12	6					6			6			6				
旭川市		12	5		12			12	5									12
新穂津村					12						12							
松前町			6			6		6										
福島町			6					6			6			6				
知内町			6					6			6							
末古内町	12		6			12					12			6				
七飯町		12	6					6			6							
鹿部町			12															
森町																		
八雲町			6			12		6			6			12				
長万部町			6					6			6							
江差町			6			12		12			12			12				
上ノ国町	12							12			6							
厚沢部町			6			6		6			6			6				
乙部町			6			12		6			6			6				12
真沢町			6			6		6			6							
寺金町			6			6		12			6			6				
せとうち町			6			6		6			6			6				
島牧村			6					12			10							
寿都町			6								6							
黒松内町			6			6		6			6							
望加錫町	12		6	12		6		12	6		6							
ニセコ町	12		6															12
美幌村		12	12					12			12							

注：資料 2-4 内における「-1」は、不明の意味。

官製ワーキングプア問題(II)

単位：ヶ月

	事務補助員			看護員			介護士			貯蓄課員			清掃作業員			活字工印刷係員		
	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約
留寿都村			6						6									
喜茂別町									6									
直根町			6	12			12	12	6	12								
俱知安町	12	12	6					12	6		12	6		12				
共和町		12	6						12	6								
船内町		12	6						12	6								
泊村			6			6			6							6		
神楽内村			12						12			12			12			
穂丹町																		
吉平町									6		12			12				
仁木町		12	6								12	6						
余市町	12		6				12		6	12		6						
赤井川村		12	6														36	
南幌町			6			6												
赤井江町			6			6			6									
上砂川町		12			12				12				12					12
自仁町		12	6						12	6		12	6					
長沼町	12		6			6			6									
星山町		12	12						12	12			12					
月形町	12		6							12		6						
湧口町		6	6											6	6			
新十津川町			6									6						
緑野町			6						6			6				6		
秩父別町			6															
南幌町		12	6															
北竜町		12			12				12									
沼田町			6			6			6				6					
塩谷町					12				12									
東神楽町			6			6			6			6						
当麻町			11						12							3		
比布町			1									1						
愛別町			6						6			6						
上川町			6			6			6			6						
東川町		12			12				12			12						
美瑛町			12			12			12	12		12						12
上富良野町	12		6			6	12		6			6						
中富良野町			11			11			11									
南富良野町		12							12	6		12			12			
占冠村			6						6							6		
和寒町			6			6			6			6						
新源町			12			12			12			12						
下川町		6	6		6	6			6	6		4	6					
美深町			6						6			6				6		
音威子府村			6						6						12			
中川町			6						6			6			6			
様加内町			6			6			6									
雄毛町			6			6			6			6						
小平町			6					12	6			6						6
苫前町		12									12							
羽幌町			6						6			6						
船山別村			6						6									
遠別町			6			6			6									
天塩町			6			12			6			6						
緑川村			6			6			6			6						
浜頓別町			12			12			12			12						
中頓別町			6						6			6						
枝幸町	12	12	6			6			12	6		12	6		6			
豊富町			5			5			5			5				5		
礼文町			12			12						12			12			
利尻町			12															

	事務補助員			看護員			保母士			財產課員			清潔作業員			活勞及其他員		
	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約	特別職	一般職	臨時約
利尻富士町			6							6								
標尾町			6							6								
奥根町																		
津別町			6			6				6								
斜里町			2			2				9						2		12
清里町			6							6								
小清水町			12			12				12								
網走南町																		
網走北町			11							11								
雄勝町			2							6								
佐呂間町			12							12								
遠軽町	12		6	12						12								
湧別町																		
滝上町			6			6				6								6
興部町			6			6				6								6
西興部村			6			6				6								6
雄武町			6			6				6								
大空町			6							12								
豊浦町			6							6								6
社警町			12			12				12								
白老町	12	12	6			6				12	6							12
厚真町			6			6				6								6
興部郡町	12									12								
安平町			12			6				12	6							6
むかし町			6							6								6
日高町			6			6				6								6
平取町			12			6				12	6							12
新得町																		
清川町			6			6				6								6
標尾町			6							12								6
大川町			6			6				6								6
新ひだか町	12		6	12						12	6							12
留邊町			6							6								6
土瓶町			6			6				6								6
上士幌町			6							6								6
釧路町	12		6	12						6								6
新得町			6			6				6	6							6
清水町			6							6								6
厚岸町			6			6				6								6
中札内村																		6
豊別村			12			6				12								12
大川町			-1			-1				6								-1
広尾町			6			6				6								6
幕別町	12		6	12						6	12							6
池田町			12			6												12
豊頃町	12		6							12								6
本別町	12	12	6	12						12	6							12
足寄町	12		6			6				6								12
陸別町			6			6												6
遠軽町			12			12				6								12
釧路町	12	12	6							12	6							6
厚岸町			6			12				6								12
沢中町			6							12								6
標高町	12		6			6				12	6							6
弟子屈町	12		6	12						12	6							12
鶴田村			6			6				6	6							6
白糠町			12							12								12
別海町			12			12				12								12
中標津町	12		6	12						6	12							12
標津町			12			12				12								12
羅臼町			6							6								6

資料 2-6 北海道及び道内各市町村における、職種×任用根拠別にみた 1 週間当たりの勤務時間

	事務系任用職員		管理系		保育士		児童福祉員		介護作業員		児童福祉員		その他	
	特別職	一般職	特別職	一般職	特別職	一般職	特別職	一般職	特別職	一般職	特別職	一般職	特別職	一般職
北海道	29.06	28.75	29.06	28.75	29.06									
札幌市		28.75	29.00		28.75		28.75	24.00		28.75		28.75		
旭川市	29.00		28.75	29.00	28.75	29.00	28.75	29.00		28.75				
小樽市	29.00		28.75	29.00	28.75	29.00	28.75	29.00				28.75	29.00	
釧路市	29.00		28.75	16.00	28.75		28.75	29.00	25.00			28.75		
室蘭市	29.00		28.75	29.00	28.75	29.00	28.75	29.00		29.00		28.75	29.00	28.75
網走市	29.00		28.75		28.75	29.00	28.75		30.00	28.75		28.75		
帯広市	29.00		28.75		21.50		28.75					28.75		
北見市	29.00		28.75	29.00	28.75	29.00	28.75	29.00	28.75	29.00	28.75	29.00		28.75
夕張市	21.25		28.75						28.75	21.25				
稚内市	22.75		22.75		22.75		22.75		22.75		22.75		22.75	
網走市	25.00		28.75		25.00		28.75	30.00	30.00					
帯広市	29.00		28.75	29.00	29.00	29.00	29.00							
苫小牧市		28.75	28.75	28.75	27.50		28.75	28.75	28.75	24.00		28.75		20.00
稚内市		20.00	28.75	20.00		22.00	28.75	20.00						24.00
美幌市		28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75		
芦別市	29.00		20.00	29.00		29.00	40.00	29.00	26.00	24.00		20.00	29.00	
江別市	29.00		28.75	29.00		28.00	28.75	29.00			25.00			
赤平市		27.50	27.50	27.50	27.50		28.45		27.50					
紋別市	29.00		28.75	29.00	28.75		28.75	29.00	29.00		24.00	29.00		28.75
士別市		28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	
名寄市		29.17	28.75		28.75		27.00	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.75	28.17
三笠市			28.75		28.75		28.75		28.75					28.75
根室市	28.75		28.75		28.75	28.75	27.50	28.75				28.75		
千歳市	29.00		28.75	29.00		28.00	28.75	29.00						25.00
滝川市	27.50		20.00	27.50	20.00	27.50	27.50	25.00		27.50				
砂川市		20.00	28.75		20.00		28.75		20.00					
歌志内市	27.50		27.50	27.50	27.50	27.50		27.50	27.50			27.50		
深川市		24.75	28.75	25.00	24.50	28.75		28.75		28.75				
室蘭野市			28.75				28.75	29.00	27.50					
豊原市	29.00		28.75		28.75	29.00	28.75	27.00	27.00			29.00		
恵庭市	29.00		28.75	29.00		28.00	28.75	29.00						
伊達市	25.00		28.75	25.00	28.75		28.75	25.00			28.75	25.00		
北広島市		28.75	20.00	28.75		28.75	28.75							
石狩市		29.00	28.75	29.00		28.00	28.75	29.00						
北斗市	25.00		29.00	28.75			28.75		28.75		20.00			
当別町		28.75	28.75	28.75		22.00	27.25						28.75	
網走南川		28.75		28.75				28.75						
和歌町	27.50		28.75		28.75		28.75							
福島町			28.75				28.75		28.75		28.75			
知内町			28.75				28.75		28.75					
床立川町	27.50		27.50		27.50		27.50		27.50		20.00			
七飯町		28.75	28.75				28.75		28.75					
美幌町			28.45											
森町														
八雲町		28.75		27.50			28.75		28.75					
長万部町		27.92					27.92		27.92					
江差町		28.75		28.75			28.75		28.75		28.75			
上ノ国町	28.75				21.00		28.75							
厚沢部町		28.75		28.75			28.75			20.00				
乙部町		28.75		28.75			28.75		28.75		28.75		28.75	
美幌町		28.75		28.75			28.75		28.75					
中島町		28.75		28.75		28.75	28.75		28.75					
せたな町		28.75		28.75			28.75		28.75		28.75			
島根村		24.00					25.00		21.75					
赤松町		28.75					28.75		28.75					
美幌町		28.75		27.50			28.75		28.75					
豊浦町	28.75	20.00	28.75	28.75	21.00		28.75	27.50	28.75	28.75	28.25			
ニセコ町	28.75		28.75									28.75		
真狩村		28.75	28.75				28.75		28.75					

	冬青採伐區			黃連採			桐子採			杉木採伐區			經濟林區			其他採伐區		
	採伐區	一畝	區內	採伐區	一畝	區內	採伐區	一畝	區內	採伐區	一畝	區內	採伐區	一畝	區內	採伐區	一畝	區內
雙井村			38.75						38.75			38.75						
黃連採									38.75			30.00						
雙井村			38.75		38.75		29.00	29.00	38.75	29.00		38.75						
雙井村	22.00	31.00	38.75					29.00	38.75	26.50	38.75		25.00					
雙井村		25.25	38.75					23.25	38.75									
雙井村		20.00	38.75					20.00	38.75									
雙井村			38.75			38.75			38.75			38.75		17.50				
雙井村			38.75						38.75			38.75		25.00				
雙井村																		
雙井村								27.30		27.30		22.30						
雙井村		28.75	38.75							28.75	38.75							
雙井村	17.50		38.75				17.50	20.00	17.50		38.75							
雙井村		17.50	38.75											21.00				
雙井村			38.75			27.75												
雙井村			38.25			38.75			38.75									
雙井村		38.75			38.75				38.75									
雙井村		35.00	24.50							35.00	21.00							
雙井村		17.50	17.50										17.50	17.50				
雙井村			26.00								30.00							
雙井村			17.50						17.50		17.50			28.00				
雙井村			23.25															
雙井村		17.50	17.50															
雙井村		38.75			38.75			38.75										
雙井村		17.50			17.50			17.50			17.50							
雙井村					38.75			38.75										
雙井村		17.50			17.50			40.00			30.00							
雙井村			38.75						30.00					38.75				
雙井村			38.75								26.00							
雙井村			38.75						38.75		38.75							
雙井村		22.50			17.50				17.50		30.00							
雙井村		17.50			17.50			17.50		28.00								
雙井村			38.75		38.75			28.75	21.75		20.00						38.75	
雙井村	29.00		38.75		32.50	29.75		38.75		38.75								
雙井村			38.75			38.75			38.75									
雙井村		28.75						38.75	38.75	28.75		28.75						
雙井村		27.50							17.50				27.50					
雙井村		25.00				38.75		38.75			25.00							
雙井村			32.50			32.50		38.75			32.50							
雙井村		38.75	38.75		38.75	38.75		38.75	38.75	38.75	38.75							
雙井村			38.75					38.75		38.75		38.75		38.75				
雙井村		17.50			17.50				17.50			30.00						
雙井村			38.75			38.25								20.00				
雙井村		28.00			38.45						38.45							38.45
雙井村		25.00								25.00								
雙井村			29.00						38.75		29.00							
雙井村			38.75															
雙井村			38.75			38.75			38.75									
雙井村			38.45			38.45			38.45		38.45							
雙井村			38.75			38.75			38.75		38.75							
雙井村			35.75			35.75			35.75		35.75							
雙井村			38.75			38.75			38.75		35.00							
雙井村	28.75	28.75	38.75			38.75		28.75	38.75	28.75	38.75							
雙井村			38.75			38.75			38.75		38.75			18.00				
雙井村			38.75			38.75					30.00							
雙井村			17.25															

官製ワーキングプア問題(II)

	事務所地区員		警備部		警備士		行政課地区員		清掃作業員		清掃出立地区員	
	特別職	一般職	特別職	一般職	特別職	一般職	特別職	一般職	特別職	一般職	特別職	一般職
科尻富士町		40.00					40.00		40.00			
朝日町		38.75					38.75		38.75		38.75	
美穂町												
津和野町		38.75		38.75			38.75		38.75			
科里町		38.75		38.75			38.75		38.75		38.75	22.35
清里町		38.75					38.75					
小清水町	38.75		38.75			38.75	27.00					
獅子遊町		38.75					38.75		38.75			
粟戸町		38.75							38.75			
塩原町	38.75					38.75		38.75				
津軽町	21.00	38.75			30.28		26.79					
津和野町												
海上町		38.75		38.75			38.75		38.75		38.75	
美郷町		28.45		28.45			28.45		28.45		28.45	
西美郷村		38.75					38.75		37.50		30.00	
道武町		38.75		38.75			38.75					
大空町		38.75					34.75					
豊満町		38.75					38.75		38.75		38.75	
竹野町	30.00		30.00			30.00		30.00				
白糸町	30.00	38.75		38.75		30.00	38.75	30.00	38.75		38.75	20.00
厚真町		38.75		38.75			38.75		38.75		25.00	
阿蘇郡	25.00				25.00		25.00					
安平町	38.75	27.75				38.75	38.75		25.00			
七か町		25.00					27.90		29.80			
日高町		38.75		38.75			38.75		25.00			
平取町	38.75	38.75	38.75	38.75		38.75	38.75	30.00				
新富町												
津和野町		38.75		18.00			38.75		38.25			
津和野町		38.75				38.75			25.80			
丸ノも町		38.75		38.75			38.75					
朝ひだか町	38.75	38.75	38.75		38.75		38.75	24.00	38.75	26.50		
豊美町		38.75					38.75					
土橋町		38.75		38.75			38.75		38.75			
上土橋町		38.75					38.75		38.75			
豊通町	38.75	38.75	38.75	24.00			38.75		30.00			
新保町	38.75	38.75		38.75		38.75	38.75	38.75	38.25	38.75	38.75	
清水町		38.75					38.75		38.75			
厚真町		38.75		38.75			38.75		38.75		38.75	
中札内町								38.25				
更別村	38.75	38.75						38.75				
大空町	38.75	22.61		25.77			38.75	38.75	22.18	38.75	25.94	
広尾町		38.75		38.75			38.75		38.75			
高田町	38.75	38.75	38.75	38.75			38.75	38.75	24.00			
池田町		38.75	38.75					38.75	38.75	38.75		
豊通町	21.00	38.75					22.50					
本別町	38.75	38.75	38.75	38.75	38.75	38.75	38.75	38.75	38.75		20.00	
定南町	28.75	38.75		38.75			38.75		38.75		28.75	
陸奥町		38.75		38.75								
津和野町	38.75	38.75	38.75			38.75	38.75	38.75	38.75			
新保町	29.00	29.00	38.75			29.00	38.75		38.75			
厚真町		38.75	38.75	38.75		38.75	38.75	38.75	38.75	27.50	24.00	
浜中町							27.45					
津和野町	29.00	38.75		38.75		38.75	38.75	29.00	38.75	29.00	38.75	
新子母沢町	27.50	38.75	29.00	27.50	38.75		27.50	38.75	27.50	38.75	27.50	38.75
鶴原村	40.00	24.00	40.00			40.00			24.00		25.00	
白糠町	34.25					27.50		30.00				
川島町	38.45		38.45			38.45		38.45				
中標津町	38.75	38.75	38.75	38.75	38.75		38.75	38.25	38.25		38.75	
津和野町	38.75		38.75			38.75		25.00				
瀬口町		38.75					38.75		25.00			

資料3 長期にわたって繰り返し任用されている事例

- ・【資料1-4】の「長期にわたって繰り返し任用されている事例」を整理したものである。
- ・ここでの「長期」の定義は、10年以上である。総務省への問い合わせによれば、「10年以上」という説明を「長期」に記したとのことである。
- ・10年に満たない年数が記載されている回答は削除した。具体的には、恵庭市と西興部村の回答の一部である（前者は、「給食調理員」と「清掃作業員」の「5年以上」、後者は、「事務補助職員」と「保育士」の「通算で7年」、「清掃作業員」の「通算で2年」）。
- ・年数が記載されていない回答は、10年以上と判断した。
- ・事例の記載があったのは73自治体である。職種別に自治体数をみると、事務補助職員42、看護師28、保育士41、給食調理員39、清掃作業員11、消費生活相談員6である。
- ・句読点を含め、原文（回答）をそのまま以下に掲載しておく。

札幌市	事務補助職員	看護員	保育士	給食調理員	清掃作業員	消費生活相談員
		特別非常勤職員の看護師で22年間勤務している職員がいる。				
小樽市	特別非常勤職員の事務補助職員で通算24年間勤務している職員がいる。	特別非常勤職員の看護師で通算17年間勤務している職員がいる。	特別非常勤職員の保育士で通算14年間勤務している職員がいる。	特別非常勤職員の給食調理員で通算19年間勤務している職員がいる。		
旭川市	特別非常勤職員の事務補助職員で21年間勤務している職員がいる（へき地勤務のための人材確保が困難なため）。	特別非常勤職員の看護師で22年間勤務している職員がいる（資格補填のため人材確保が困難なため）。		特別非常勤職員の給食調理員で25年間勤務している職員がいる（へき地勤務のための人材確保が困難なため）。		
室蘭市	特別非常勤職員で23年間勤務している職員がいる。		特別非常勤職員で23年間勤務している職員がいる。			特別非常勤職員で20年間勤務している職員がいる。
青森市	特別非常勤職員で20年以上勤務している職員がいる。			大規模な調理場のため熟練された人材を確保するための10年以上勤務している職員がいる。		
北見市		資格を有する必要があることから、長期にわたり同一の者を任用している。	同上	同上	同上	同上
富良野市	特別非常勤職員で20年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員通算18年、臨時任用職員通算10年以上勤務している職員がいる。				
苫小牧市	臨時的任用職員の事務で12年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の看護師で11年間勤務している職員がいる。臨時的任用職員の看護師で25年間勤務している職員がいる。				
帯広市			市立保育所の保育士	伊達給食センターの調理員及び配膳員		消費センターの相談員
長瀬市	一般非常勤職員で部署を変えながら通算で28年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員で通算して21年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員で通算して20年間勤務している職員がいる。			
伊達市	特別非常勤職員の事務補助職員で26年間勤務している職員がいる。		特別非常勤職員の保育士で20年間勤務している職員がいる。	特別非常勤職員の給食調理員で26年間勤務している職員がいる。	特別非常勤職員の清掃作業員で22年間勤務している職員がいる。	特別非常勤職員の消費生活相談員で10年間勤務している職員がいる。
江別市						
江別市	長年交付窓口などで18年以上（長期の事例では12年）任用されている事例があります。			10年以上（長期の事例では12年）任用されている非常勤職員が2名います。		
赤平市	レセプト業務-教育委員会等で勤務している非常勤職員は10年以上勤務している。	市立病院で雇われている職員の中で、10年以上雇用している看護師（一般非常勤職員・臨時的任用職員）がいる。	臨時職員で、5年間パートで地域子育てセンターにて勤務。その後保育所で勤務して20年、通算10年以上勤務している職員がいる。	保育所の調理員で10年間勤務している職員がいる。		
紅毛市			臨時的任用職員の保育士で11年間勤務している職員がいる。	臨時的任用職員の給食調理員として20年間勤務している職員がいる。		特別非常勤職員の消費生活相談員で14年間勤務している職員がいる。
名寄市	臨時的任用職員の事務補助職員として15年間勤務している職員がいる。	臨時的任用職員の看護師として14年間勤務している職員がいる。	臨時的任用職員の保育士として24年間勤務している職員がいる。	臨時的任用職員の給食調理員として23年間勤務している職員がいる。	臨時的任用職員の清掃作業員として17年間勤務している職員がいる。	

	事務補助職員	警護員	保母士	給食調理員	清掃作業員	消費生活相談員
岐阜市		採用試験等実施したが、応募者がいない等確保が困難な場合に、やむを得ず更新を認める例もある。	採用試験等実施したが、応募者がいない等確保が困難な場合に、やむを得ず更新を認める例もある。			
千歳市	一般職非常勤職員において、任用期間等の特例により、過半数で10年勤務している職員がいる。	一般職非常勤職員において、任用期間等の特例により、過半数で10年勤務している職員がいる。				
滝川市	特別職非常勤職員で職員互助会や情報システム関係の事務に携わる者で13年間勤務している職員、学校給食事業や学校事務に携わる者で10～22年間勤務している職員が数人、図書館の事務に携わる者で10年間勤務している職員がいる。			特別職非常勤職員で保育所の給食調理に携わる者で10年間勤務している職員、学校給食に携わる者で11～20年間勤務している職員が数人いる。		
深川市	一般職非常勤職員で部署を変えながら過半数で20年勤務している職員がいる。	一般職非常勤職員で17年勤務している職員がいる。	臨時の任用職員(介助員)で部署を変えながら過半数で17年勤務している職員がいる。	臨時の任用職員で18年勤務している職員がいる。		
豊別市			資格職であることにより人材確保が極めて困難であり、かつ多くの人員を要するため。	業務内容が専門的であり、人材の育成に時間を要するため。		
萩原市		10年以上勤務している職員がいる(旧更新制度で再度採用試験実施)				
福島町			臨時の任用職員の保育士で11年間勤務している職員がいる。	臨時の任用職員の給食調理員で21年間勤務している職員がいる。		
知内町	臨時の任用職員で過半数で12年勤務している職員がいる。		臨時の任用職員で過半数で10年勤務している職員がいる。			
八雲町		20年勤務している職員がいる。	特別介助員で17年勤務している職員がいる。	調理員で20年勤務している職員がいる。		
長万町			臨時の任用職員の保育士で24年以上勤務している職員がいる。			
厚沢町		事務補助員として10年以上勤務している者がいる。			庁舎清掃職員及び教育委員会施設清掃職員として10年以上勤務している者がいる。	
神東町	臨時の任用職員で部署変更10年間勤務		臨時の任用職員で過半数14年間勤務			
仁木町	広域広域業務推進員・議会広報作成及び会議録調整員					
赤井川町	一般職非常勤職員の事務補助職員(診療所事務)で、10年を超えて勤務している職員がいる。					
新井江町			保育士で、10年間勤務している職員がいる。			
上杉川町	学校事務員として21年勤務している職員がいる。	看護士として16年勤務している職員がいる。		調理員として19年勤務している職員がいる。		消費生活相談員として15年勤務している職員がいる。
鎌倉町	関係のレセプト点検業務を専門的に24年間勤務している職員がいる。					
実務町			実働的非常勤職員の保育士で勤務地を変えながら2014年11月過半数で勤務している職員がいる。			
山崎町	学校事務・施設受付事務		幼稚園介助員		道路維持管理業務	
比佐町	観光施設の受付					
上川町		専門的知識、資格、免許を要する業務において18年勤務している職員がいる。	専門的知識、資格、免許を要する保育士において18年勤務している職員がいる。	一般職非常勤職員の給食調理員が業務に就いていることから18年勤務している職員がいる。		

	事務補助職員	管理員	保育士	給食調理員	清掃作業員	通訳生活相談員
東川町			幼児センター(幼保一体化施設)及び学童保育施設において子どもの受入件数が増加し、保育士及び幼稚園教諭員資格保持者の人材確保が困難な為。	幼児センター及び認定学校において給食調理業務においては経験した者を再度任用するほうが効率的であり、また町内在住の方を優先的に雇用しており、調理業務経験者等の人材確保が困難な為。		
美濃町				保育所の給食費事務1日4時間の勤務体制		
穂加内町	セプト点検員→専門業者への委託の場合、費用面でも割高の上、対応してくれる業者内でも限定的なため、町内でも数少ない有資格者を繰り返し雇用している。					
宮前町	一般非常勤職員の介護支援専門員で13年間勤務している職員がいる。			臨時的使用職員として10年以上勤務し、任用、勤務条件に関する規約の改正により一般非常勤職員へ身分変更し更に1年間勤務している学校給食調理員がいる。		
穂北村	事務補助職員で部署を変えながら通算して10年以上勤務している職員がいる。	臨時着任員として部署を変えながら通算して10年以上勤務している職員がいる。				
古瀬町			人材確保が困難であるため、10年以上任用			
辻町	一般非常勤職員で20年以上勤務している職員がいる。		臨時保育士で10年以上勤務している職員がいる。	一般非常勤職員で18年以上勤務している職員がいる。	病院調理員として10年以上勤務している職員がいる。	
札文町				臨時的使用職員で病院調理員で18年間勤務している職員がいる。		
穂北町	事務補助職員に部署を変えながら、10年以上勤務している職員が複数いる				清掃作業員に10年以上勤務している職員がいる	
松原町		管理員	保育士			
小清水町	一般非常勤職員の事務補助職員で部署を変えながら通算して10年間勤務している職員がいる。		一般非常勤職員の保育士で部署を変えながら通算して10年間勤務している職員がいる。			
坂元町	嘱託職員として支弁、出張所に10年以上勤務している職員がいる		嘱託保育士として保育所に11年以上勤務している職員がいる	嘱託職員として保育所の給食調理を10年以上行っている職員がいる		
高橋町	特別非常勤職員で13年間勤務している職員がいる。	特別非常勤職員で16年間勤務している職員がいる。	特別非常勤職員で19年間勤務している職員がいる。	特別非常勤職員で14年間勤務している職員がいる。		
海上町	庁内一般事務、町立病院医療事務等			幼児センター調理員、町立病院給食調理員	普済収集作業員	
西興部村				満室で20年雇用しているものがある		
益沢町		15年以上	12年以上			
厚真町	セプト点検員で13年間勤務している職員がいる。			給食調理員で13年間勤務している職員がいる。	清掃作業員(学校用機具)で18年間勤務している職員がいる。	
安平町			児童厚生員で14年間勤務			
むかわ町	調理学療法士に携わる者で10年間勤務している職員がいる		地域保育所の保育士として14年間勤務している職員がいる			
日高町	一般事務補助職員で部署を変えながら通算17年以上勤務している職員がいる。			保育所給食調理員として16年以上勤務している職員がいる。		
早町	一般非常勤職員の事務補助職員で12年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の管理員で18年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の保育士で11年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の給食調理員で11年間勤務している職員がいる。		
滝川町				臨時的使用職員の調理員で26年間勤務している職員がいる。		

新ひだか町	事務補助職員	看護師	保育士	給食調理員	清掃作業員	通訳生延習職員
	町立病院勤務の事務職員で10年間勤務している職員がいる。		施設介護員等で10年以上勤務している職員がいる。		町立保育園勤務の清掃員で10年以上勤務している職員がいる。	
土橋町		特養ホーム看護師で、人員不足等により10年勤務している臨時的使用職員がいる。(実勤的非常勤職員)		特養ホーム調理員で、人員不足等により10年勤務している臨時的使用職員がいる。(実勤的非常勤職員)		
上士幌町			毎年度公募しているが、応募者が少なく(当該に育資格者が少ない)ためと思われる。過算して14年間勤務している。			
東通町					町内の人材不足のため、4年間雇用している職員がいる。	
東本町			臨時的使用職員の保育士で21年間勤務している職員がいる。			
芽室町		臨時的使用職員の看護師として、21年間勤務している職員がいる。				
中札内村				給食調理員として、15年以上勤務している職員がいる。		
大泉町	一般非常勤職員の事務補助職員で、部署を変えながら約30年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の看護補助員で、町立病院で約20年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の分館員で、特養、町立病院で約15年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の調理員で、学校給食センター、特養、町立病院で約15年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の清掃作業員で、町立病院で10年間勤務している職員がいる。	
本別町	一般非常勤職員の事務補助職員で部署を変えながら過算して12年間勤務している職員がいる。		一般非常勤職員の保育士で部署を変えながら過算して22年間勤務している職員がいる。			
足寄町		臨時的使用職員で部署を変えながら22年間勤務している職員がいる。				
清川町			一般非常勤職員で29年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員で19年間勤務している職員がいる。		
厚岸町			一般非常勤職員の保育士で、過算して10年以上勤務している職員が5人いる。	一般非常勤職員の給食調理員で、過算して10年以上勤務している職員が4人いる。		
新子母町	一般非常勤職員で、部署を変えながら過算して22年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の看護師で、過算して17年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の保育士で、過算して16年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の調理員で、過算して19年間勤務している職員がいる。		
白糠町			一般非常勤職員の保育士で12年間勤務している職員がいる。	一般非常勤職員の給食調理員で13年間勤務している職員がいる。		
別海町		看護補助として15年以上勤務している職員が存在する	保育士として15年以上勤務している職員が存在する	保育士の調理員として15年以上勤務している職員が存在する		

◆任用期間に関すること

- ・赤井川村：「消費生活相談員」の特別職非常勤職員で、任用期間が「36ヶ月」と回答されていた。
- ・むかわ町：「事務補助職員」「保育士」の臨時的任用職員で、「6、12ヶ月」と記載されていた。2種類の採用形態があるのかもしれないが、臨時的任用職員の基本任用パターン（6ヶ月以内、1回以内の更新可）を考え、ここでは「6」に統一。
- ・大樹町：「事務補助職員」「看護師」「保育士」「給食調理員」の一般職非常勤職員で、（任用期間が）「定めなし」と記載されていたので、「不明」扱いとした

◆再度任用の状況（再度任用の可否／再度任用回数の上限／通算任用期間の上限／同一人の再度任用を可能としている理由）に関すること

- ・北海道：「事務補助職員」「看護師」の臨時的任用職員で、「同一人の再度任用を可能としている理由」として、複数が選択。
- ・稚内市：「事務補助職員」「保育士」の臨時的任用職員で、再度任用は「不可能」という回答の一方で、（再度任用に関する）他の設問の全てに回答あり。再度任用は「可能」と判断し、修正。
- ・網走市：「事務補助職員」の臨時的任用職員で、再度任用は「不可能」という回答の一方で、「通算任用期間の上限」に「定めなし」という回答あり。但し「同一人の再度任用を可能としている理由」への回答はなし。再度任用は「不可能」と判断し、「定めなし」を消去。

- ・幌延町：「事務補助職員」「保育士」「給食調理員」「清掃作業員」の臨時的任用職員で、再度任用は「不可能」という回答の一方で、「通算任用期間の上限」で「定めなし」が選択（他の設問は回答なし）。再度任用は「不可能」と判断し、「定めなし」を消去。

- ・七飯町：再度任用で「不可能」と「可能」の両方が選択されていた。他の設問の回答状況（再度任用回数・通算任用期間の上限及び再度の任用を可能としている理由）から「可能」と判断し、修正。

- ・古平町：「清掃作業員」の一般職非常勤職員で、「通算任用期間の上限」の回答で「定めなし」が選択されていると同時に、（上限期間に）「12ヶ月」という記載もあり。1回の任用期間がそもそも12ヶ月と回答されていることから、「12ヶ月」を消去（「定めなし」と判断）。

- ・中標津町：「給食調理員」の臨時的任用職員で、再度任用が「不可能」と「可能」の両方が選択。他の設問の全てに回答があることから、「可能」と判断。

◆勤務時間に関すること

- ・枝幸町：「清掃作業員」の臨時的任用職員で、「各所属長が定める時間」と回答。